

田布施町国民健康保険
第3期 データヘルス計画
第4期 特定健康診査等実施計画

令和6年度（2024年）～令和11年度（2029年）

令和6年3月
山口県田布施町

目次

第1章 基本的事項.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 標準化の推進.....	3
4 計画期間.....	3
5 実施体制・関係者連携.....	3
第2章 現状の整理.....	4
1 田布施町の特性.....	4
(1) 人口動態.....	4
(2) 平均余命・平均自立期間.....	5
(3) 産業構成.....	6
(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）.....	6
(5) 被保険者構成.....	6
2 前期計画等に係る考察.....	7
第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出.....	10
1 死亡の状況.....	11
(1) 死因別の死亡者数・割合.....	11
(2) 死因別の標準化死亡比（SMR）.....	12
2 介護の状況.....	14
(1) 要介護（要支援）認定者数・割合.....	14
(2) 介護給付費.....	14
(3) 要介護・要支援認定者の有病状況.....	15
3 医療の状況.....	16
(1) 医療費の3要素.....	16
(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率.....	18
(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率.....	20
(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率.....	22
(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況.....	24
(6) 長期入院レセプトの状況.....	25
4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況.....	26
(1) 特定健診受診率.....	26
(2) 有所見者の状況.....	28
(3) メタボリックシンドロームの状況.....	30
(4) 特定保健指導実施率.....	33
(5) 受診勧奨対象者の状況.....	34
(6) 質問票の状況.....	38
5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況.....	40
(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成.....	40
(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況.....	40
(3) 保険種別の医療費の状況.....	41
(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率.....	42
(5) 後期高齢者の健診受診状況.....	42
(6) 後期高齢者における質問票の回答状況.....	43
6 その他の状況.....	44

(1) 重複服薬の状況.....	44
(2) 多剤服薬の状況.....	44
(3) 後発医薬品の使用状況.....	45
(4) 5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率.....	45
7 健康課題の整理.....	46
(1) 健康課題の全体像の整理.....	46
(2) わがまちの生活習慣病に関する健康課題.....	48
(3) 一体的実施及び社会環境・体制整備に関する課題.....	48
第4章 データヘルス計画の目的・目標.....	49
第5章 保健事業の内容.....	50
1 保健事業の整理.....	50
(1) 重症化予防.....	50
(2) 生活習慣病発症予防・保健指導.....	52
(3) 早期発見・特定健診.....	53
(4) その他保健事業.....	54
第6章 計画の評価・見直し.....	56
1 評価の時期.....	56
(1) 個別事業計画の評価・見直し.....	56
(2) データヘルス計画の評価・見直し.....	56
2 評価方法・体制.....	56
第7章 計画の公表・周知.....	56
第8章 個人情報の取扱い.....	56
第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項.....	57
第10章 第4期 特定健康診査等実施計画.....	58
1 計画の背景・趣旨.....	58
(1) 計画策定の背景・趣旨.....	58
(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向.....	59
(3) 計画期間.....	59
2 第3期計画における目標達成状況.....	60
(1) 全国の状況.....	60
(2) 田布施町の状況.....	61
(3) 国の示す目標.....	66
(4) 田布施町の目標.....	66
3 特定健診・特定保健指導の実施方法.....	67
(1) 特定健診.....	67
(2) 特定保健指導.....	68
4 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた主な取組.....	69
(1) 特定健診.....	69
(2) 特定保健指導.....	69
5 その他.....	70
(1) 計画の公表・周知.....	70
(2) 個人情報の保護.....	70
(3) 実施計画の評価・見直し.....	70

参考資料 用語集..... 71

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」ことが示された。これを踏まえ、平成 26 年 3 月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、保険者は、「健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行う」ものとされた。

その後、平成 30 年 4 月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和 2 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太方針 2020）」において、「保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進」が掲げられ、令和 4 年 12 月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切な KPI の設定を推進する。」と示された。

こうした背景を踏まえ、田布施町では、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とし、データヘルス計画を策定し保健事業の実施、評価、改善等を行うこととする。

2 計画の位置づけ

データヘルス計画とは、「被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCA サイクルに沿って運用するもの」とデータヘルス計画策定の手引きにおいて定義されている。（以下、特定健康診査を「特定健診」という。）

また、同手引きにおいて、「計画は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく基本方針を踏まえるとともに、都道府県健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画、高齢者保健事業の実施計画（以下「後期高齢者データヘルス計画」という。）、国民健康保険運営方針、特定健康診査等実施計画と調和のとれたものとする」ことが求められている。

田布施町においても、下記の他の計画との整合を図り、各計画における関連事項及び関連目標を踏まえ、データヘルス計画において推進、強化する取組等について検討していく。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
田 布 施 町 国 保	第 2 期データヘルス計画						第 3 期データヘルス計画					
	第 3 期特定健康診査等実施計画						第 4 期特定健康診査等実施計画					
田 布 施 町	第 1 期健康増進計画		第 2 期健康増進計画				第 3 期健康増進計画					
	第 7 期介護保険事業計画		第 8 期介護保険事業計画		第 9 期介護保険事業計画							
県	第 2 次健康やまぐち 21 計画						第 3 次健康やまぐち 21 計画					
	第 3 期山口県医療費適正化計画						第 4 期山口県医療費適正化計画					
	山口県国民健康保険運営方針						第 2 期山口県国民健康保険運営方針					
後 期	第 2 期データヘルス計画						第 3 期データヘルス計画					

3 標準化の推進

データヘルス計画が都道府県レベルで標準化されることにより、共通の評価指標による域内保険者の経年的なモニタリングができるようになるほか、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを共通化することで、これらの業務負担が軽減されることが期待されている。田布施町では、山口県等の方針を踏まえ、データヘルス計画を運用することとする。

4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

5 実施体制・関係者連携

田布施町では、被保険者の健康の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図るために、国保部局が中心となって、関係部局や関係機関の協力を得て、保険者の健康課題を分析し、計画を策定する。計画策定後は、計画に基づき効果的・効率的な保健事業を実施して、個別の保健事業の評価や計画の評価をし、必要に応じて計画の見直しや次期計画に反映させる。また、後期高齢者医療部局や介護保険部局、福祉部局と連携してそれぞれの健康課題を共有するとともに、後期高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて保健事業を展開する。

計画の策定等に当たっては、共同保険者である山口県のほか、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）や国保連合会に設置される保健事業支援・評価委員会、後期高齢者医療広域連合等の社会資源等と連携、協力する。

第2章 現状の整理

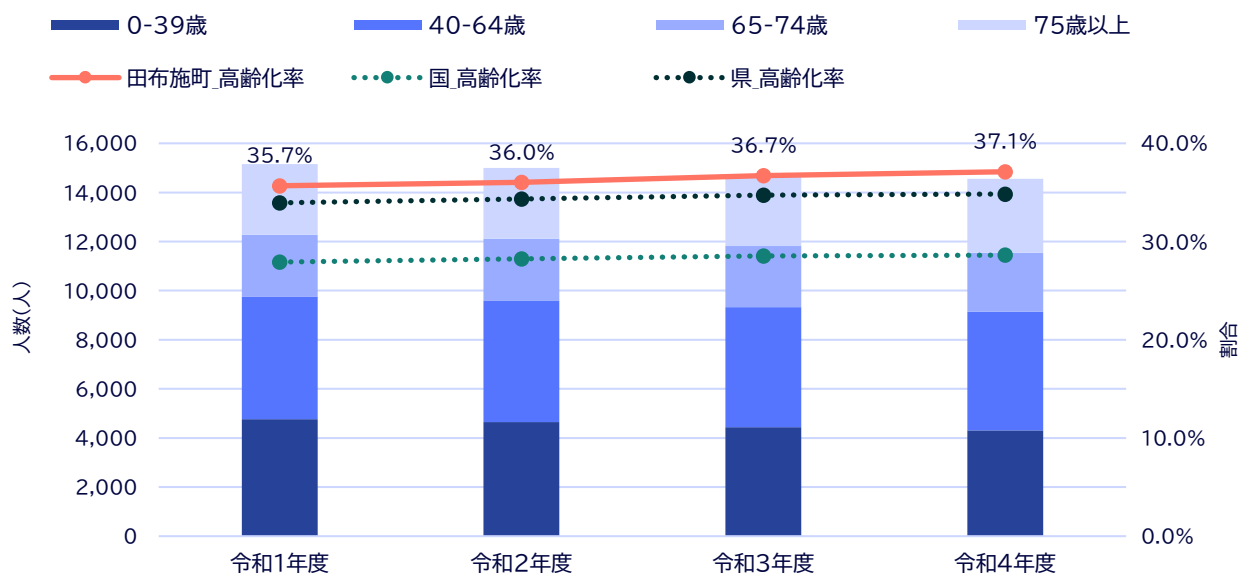
1 田布施町の特性

(1) 人口動態

田布施町の人口をみると（図表 2-1-1-1）、令和 4 年度の人口は 14,550 人で、令和 1 年度（15,158 人）以降 608 人減少している。

令和 4 年度の 65 歳以上人口の占める割合（高齢化率）は 37.1%で、令和 1 年度の割合（35.7%）と比較して、1.4 ポイント上昇している。国や県と比較すると、高齢化率は高い。

図表 2-1-1-1：人口の変化と高齢化率



	令和 1 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
0-39 歳	4,765	31.4%	4,652	31.0%	4,437	30.1%	4,307	29.6%
40-64 歳	4,985	32.9%	4,947	33.0%	4,890	33.2%	4,844	33.3%
65-74 歳	2,527	16.7%	2,516	16.8%	2,488	16.9%	2,393	16.4%
75 歳以上	2,881	19.0%	2,887	19.2%	2,926	19.8%	3,006	20.7%
合計	15,158	-	15,002	-	14,741	-	14,550	-
田布施町_高齢化率	35.7%		36.0%		36.7%		37.1%	
国_高齢化率	27.9%		28.2%		28.5%		28.6%	
県_高齢化率	33.9%		34.3%		34.7%		34.8%	

【出典】住民基本台帳 令和 1 年度から令和 4 年度

※田布施町、国及び県に係る数値は、総務省が公表している住民基本台帳を参照しているため各年度の 1 月 1 日の人口を使用している（住民基本台帳を用いた分析においては以下同様）

(2) 平均余命・平均自立期間

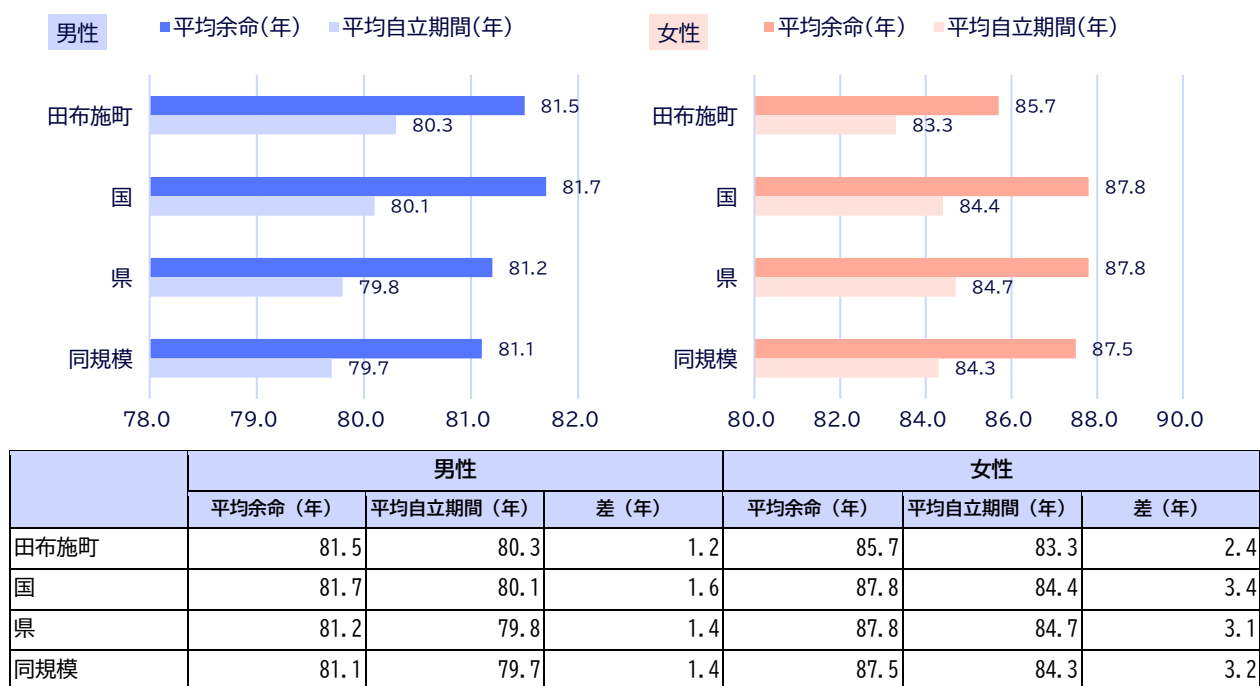
男女別に平均余命（図表 2-1-2-1）をみると、男性の平均余命は 81.5 年で、国より短い、県より長い。国と比較すると、-0.2 年である。女性の平均余命は 85.7 年で、国・県より短い。国と比較すると、-2.1 年である。

男女別に平均自立期間（図表 2-1-2-1）をみると、男性の平均自立期間は 80.3 年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.2 年である。女性の平均自立期間は 83.3 年で、国・県より短い。国と比較すると、-1.1 年である。

令和 4 年度における平均余命と平均自立期間の推移（図表 2-1-2-2）をみると、男性ではその差は 1.2 年で、令和 1 年度以降縮小している。女性ではその差は 2.4 年で、令和 1 年度以降縮小している。

※平均余命：ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、下表では 0 歳での平均余命を示している
 ※平均自立期間：0 歳の人が要介護 2 の状態になるまでの期間

図表 2-1-2-1：平均余命・平均自立期間



【出典】 KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和 4 年度 累計

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（KDB 帳票を用いた分析においては以下同様）

※表内の「同規模」とは、人口規模が同程度の市町村を指す

図表 2-1-2-2：平均余命と平均自立期間の推移

	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
令和 1 年度	81.8	80.5	1.3	87.6	84.3	3.3
令和 2 年度	82.7	81.4	1.3	86.1	83.2	2.9
令和 3 年度	82.3	81.2	1.1	85.7	83.2	2.5
令和 4 年度	81.5	80.3	1.2	85.7	83.3	2.4

【出典】 KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和 1 年度から令和 4 年度 累計

(3) 産業構成

産業構成の割合（図表 2-1-3-1）をみると、国と比較して第一次産業及び第二次産業比率が高く、県と比較して第一次産業及び第二次産業比率が高い。

図表 2-1-3-1：産業構成

	田布施町	国	県	同規模
一次産業	5.3%	4.0%	4.9%	10.9%
二次産業	31.0%	25.0%	26.1%	27.1%
三次産業	63.7%	71.0%	69.0%	61.9%

【出典】KDB 帳票 S21_003-健診・医療・介護データからみる地域の健康課題 令和4年度 累計

※KDB システムでは国勢調査をもとに集計している

(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）

被保険者千人当たりの医療サービスの状況（図表 2-1-4-1）をみると、国と比較していずれも少なく、県と比較していずれも少ない。

図表 2-1-4-1：医療サービスの状況

(千人当たり)	田布施町	国	県	同規模
病院数	0.0	0.3	0.5	0.3
診療所数	1.9	4.0	4.7	2.7
病床数	0.0	59.4	93.4	44.1
医師数	2.2	13.4	13.9	6.4

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※病院数・診療所数・病床数・医師数を各月ごとの被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである

※KDB システムでは医療施設（動態）調査及び医師・歯科医師・薬剤師統計をもとに集計している

(5) 被保険者構成

被保険者構成をみると（図表 2-1-5-1）、令和4年度における国保加入者数は3,046人で、令和1年度の人数（3,374人）と比較して328人減少している。国保加入率は20.9%で、国・県より高い。

65歳以上の被保険者の割合は56.8%で、令和1年度の割合（56.2%）と比較して0.6ポイント増加している。

図表 2-1-5-1：被保険者構成

	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
0-39歳	484	14.3%	493	14.7%	439	13.7%	429	14.1%
40-64歳	995	29.5%	954	28.5%	946	29.5%	887	29.1%
65-74歳	1,895	56.2%	1,897	56.7%	1,827	56.9%	1,730	56.8%
国保加入者数	3,374	100.0%	3,344	100.0%	3,212	100.0%	3,046	100.0%
田布施町_総人口	15,158		15,002		14,741		14,550	
田布施町_国保加入率	22.3%		22.3%		21.8%		20.9%	
国_国保加入率	21.3%		21.0%		20.5%		19.7%	
県_国保加入率	20.8%		20.7%		20.2%		19.4%	

【出典】住民基本台帳 令和1年度から令和4年度

KDB 帳票 S21_006-被保険者構成 令和1年から令和4年 年次

※加入率は、KDB 帳票における年度毎の国保加入者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

2 前期計画等に係る考察

第2期データヘルス計画の目標及び個別保健事業について、以下のとおり評価した。

【評価の凡例】

○「指標評価」欄：5段階

A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難

○特定健康診査・特定保健指導の推進

取組事業(1)	事業の目的		事業概要					
特定健康診査の推進	生活習慣病の予防、早期発見及び治療		メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病の早期発見・予防を目的とする健康診査を実施する。					
取組内容								
特定健康診査の周知	広報、ホームページに案内を継続的に掲載し、周知ポスターの掲示場所を増加。							
自己負担額軽減による受診の促進	平成30年度に40歳から50歳、55歳、60歳、65歳の自己負担額を無料化し、令和1年度より完全無料化を実施。							
未受診者対策	未受診者には受診勧奨通知を送付していたが、令和3年度からはAI知能を活用し、通知内容を通知者の特性に合わせたものに見直して実施。							
取組事業(2)	事業の目的		事業概要					
特定保健指導の推進	生活習慣病の予防、早期発見及び治療		保健指導の選定基準に該当する者を対象に、「動機付け支援」又は「積極的支援」を実施する。					
取組内容								
特定保健指導の周知	広報誌やホームページ、イベント会場などにおいて、特定保健指導による生活習慣改善の必要性について周知を実施。							
特定保健指導の利用促進	特定保健指導の対象者に訪問等による勧奨を実施。特に新規対象者や保健指導の利用が少ない男性に対し勧奨を強化。							
目標及び実績								
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率(%)	25.5	目標値	35	40	45	50	55	60
		実績値	25.3	29.8	28.2	29.7	33.9	—
特定保健指導実施率(%)	12.6	目標値	30	35	40	45	50	60
		実績値	15.4	24.4	11.4	9.3	12.9	—
振り返り								
<p>近年の新型コロナウイルス感染症による受診控えや集団健診の中止、面談の制限等が実績に大きく影響を与えた。特に特定保健指導への影響が大きく、令和1年度の実績を大幅に下回った。</p> <p>しかし、特定健康診査自己負担額の完全無料化や集団健診の再開に加え、令和4年度より実施したAI知能を活用した受診勧奨により、特定健康診査の受診率向上に結びつけることができた。</p>								
第3期計画への考察及び補足事項							事業評価	
<p>受診勧奨による成果も上がりつつあり、継続受診者の更なる増加に努める必要がある。</p> <p>また、特定健康診査未受診者のうち医療機関を受診中の人の割合が高いことから、受診勧奨のターゲット等を見直す必要がある。</p>							B	

○生活習慣病予防の推進

取組事業	事業の目的	事業概要						
生活習慣病予防の推進	医療費のうち生活習慣病に関連する医療費の割合が高いため、生活習慣病の発症や重症化の予防を重点的に行っていく。	生活習慣の改善につながる知識の啓発や保健指導を実施する。						
取組内容								
生活習慣病予防の周知	広報誌やホームページ等を活用し、生活習慣病予防に関する知識の啓発を実施。							
健康相談の実施	特定健康診査の結果をもとに対象者を抽出し、健康に関する不安や生活習慣の改善に関する健康相談を実施。							
健康教室の実施	生活習慣病の危険性や予防方法に関する講座を実施。							
糖尿病の発症や糖尿病性腎症重症化の予防	県のモデル事業に合わせ、令和5年度より訪問指導等を実施。							
目標及び実績								
評価指標	開始時		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
高血圧症有所見者の割合（％）	男性 49.7 女性 48.9	目標値			45 43			40 40
		実績値	53.4 46.0	49.0 42.3	49.3 39.7	49.8 46.8	45.4 41.5	—
特定保健指導対象者の減少率 （前年度比）（％）	11.5	目標値			20			25
		実績値	9.7	16.3	19.8	13.5	22.2	—
人工透析新規発症者数の抑制（人）	12	目標値			抑制			抑制
		実績値	14	15	15	17	17	—
糖尿病未受診者及び受診中断者に対する受診勧奨後の医療機関受診率（％）	未受診者－ 中断者－	目標値			20 30			20 30
		実績値	— —	— —	— —	— —	— —	— —
振り返り								
<p>新型コロナウイルス感染症により健康教室等を実施できない期間があり、全体としての評価は難しい。 また、関係機関等の調整に苦慮し、これまで糖尿病性腎症重症化の予防に取り組むことができなかったが、協議に進展があり令和5年度から糖尿病性腎症重症化の予防に取り組むことができた。</p>								
第3期計画への考察及び補足事項							事業評価	
令和5年度より開始した糖尿病性腎症重症化の予防は重点事項として今後も力を入れて取り組む必要がある。健康教室・健康相談は参加者が高齢者に偏っているため、若年層の参加が増えるよう内容の検討が必要。							E	

○医療費の適正化

取組事業 (1)	事業の目的	事業概要						
重複・頻回受診者に対する訪問指導	重複・頻回受診者の健康保持及び疾病の早期回復を目指すとともに、医療費の適正化を図る。	病状及び医療機関の受診状況や服薬状況を聞き取り、重複・頻回受診による弊害や薬の副作用等についての説明を行う。						
取組内容								
重複・頻回受診者の削減	重複・頻回受診者を対象に受診行動の改善につながるよう保健指導を実施。計画期間後期では対象者不在となった。							
取組事業 (2)	事業の目的	事業概要						
後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用率を向上し、医療費の抑制を図る。	後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する周知啓発を行う。						
取組内容								
後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進	広報誌、ホームページを活用し、後発医薬品に関する情報提供を実施。処方された先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の差額が 300 円以上となる被保険者に対し、後発医薬品差額通知書を年 2 回送付。被保険者証の一斉更新時に後発医薬品希望シールを同封。							
目標及び実績								
評価指標	開始時		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保健指導による重複・頻回受診者の改善率（%）	-	目標値			80			90
		実績値	-	-	-	-	-	-
後発医薬品利用率（%）	69.8	目標値			80			80
		実績値	76.7	79.2	82.0	82.6	83.0	-
振り返り								
重複・頻回受診者に対する訪問指導は、対象者が少数もしくはない状況であり、評価を行うことが困難。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進については、周知の徹底及び通知の有効活用により目標を達成することができた。								
第 3 期計画への考察及び補足事項							事業評価	
引き続き後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進に注力するとともに重複・頻回受診者等に適宜対応していく。重複・頻回受診は対象者が少ないため、重複処方や多剤処方の対象者への働きかけも検討したい。							B	

第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出

第3章においては、死亡、介護、医療、健診などの関連データを分析し、地域における健康課題を抽出する。

社会全体の健康や病気の進行は、しばしば、川の流りに例えられる。厚生労働省は、生活習慣病の進行を川の上流から下流まで5段階に分け、レベルが進むごとに下流に流され、流された先には生活機能の低下や要介護状態が待っていることを図で示している。

第3章では、より多くの人が川の上流で健やかに生活できるよう課題を抽出し、施策の検討につなげるため、川のどの位置にどのくらいの人がかいて、どのような疾病構造になっているか等について、死亡、介護、医療、健診の順に川の下流から上流に向かって関連データを分析する。また、データ分析に際しては、保健事業における介入によって予防可能な疾患という観点から生活習慣病に着目し、川の下流に位置する重篤な疾患として主に国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針にもあげられている「虚血性心疾患」「脳血管疾患」「慢性腎臓病（透析あり）」に、川の上流に位置する基礎疾患として「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」に焦点をあてる。

まず、第1節では死亡に関するデータを分析する。

第2節では介護に関するデータを分析する。

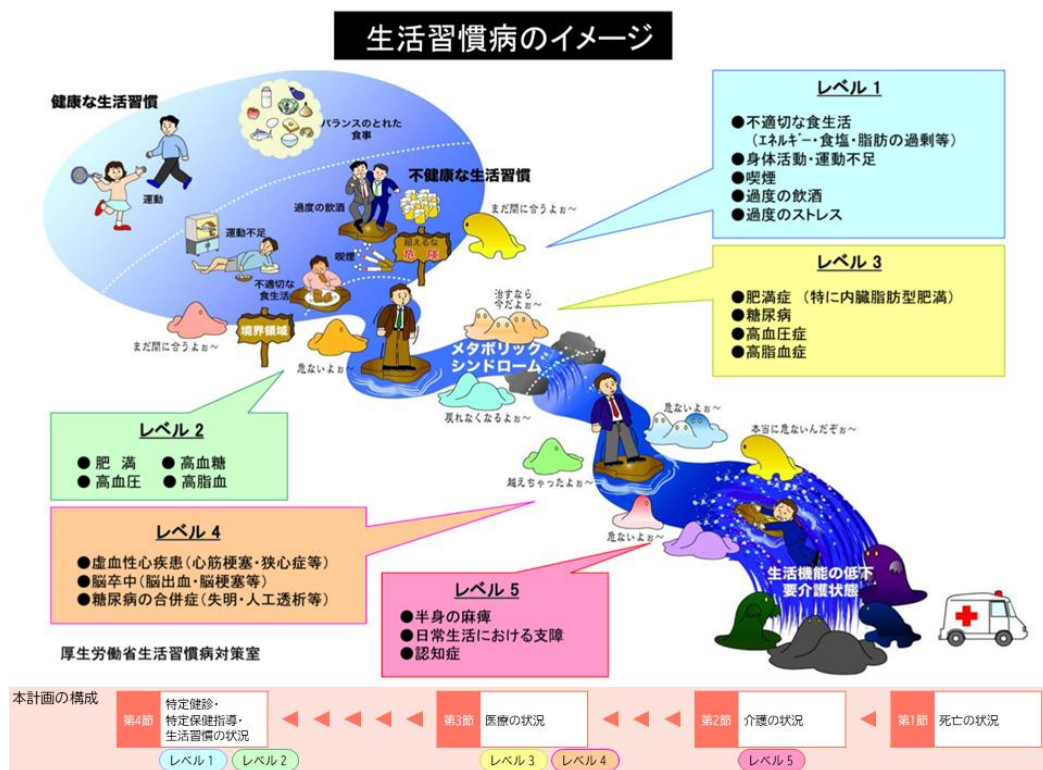
第3節では入院と外来に分けて医療費について医療費の3要素に分解して分析した後、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病に焦点をあて、前述の重篤な疾患と基礎疾患に分けてデータを分析する。

第4節では、さらに上流に遡り、特定健診や特定保健指導に関するデータと医療に関するデータを組み合わせて分析する。

第5節では、後期高齢者医療制度との接続を踏まえ、介護データと後期高齢者データを分析する。

第6節では、重複服薬や多剤服薬、後発医薬品などの分析を行う。

これを踏まえ、第7節において、地域における健康課題の全体像を整理した後、生活習慣病に関する健康課題とその他の健康課題について長期的評価指標及び短期的評価指標を設定する。



【出典】厚生労働省 新たな健診・保健指導と生活習慣病対策 一部改変

※生活習慣病とは、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症と進行に関与する疾患群」を指す

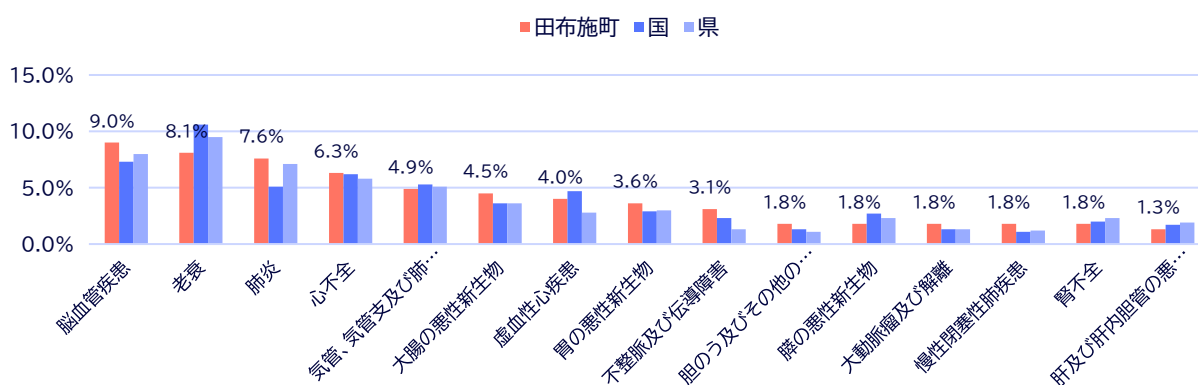
1 死亡の状況

(1) 死因別の死亡者数・割合

まず、死亡の状況について概観する。令和3年の人口動態調査から、国保被保険者以外も含む全住民の死因別の死亡者数を死因順位別にみると（図表 3-1-1-1）、死因第1位は「脳血管疾患」で全死亡者の9.0%を占めている。次いで「老衰」（8.1%）、「肺炎」（7.6%）となっている。死亡者数の多い上位15死因について、全死亡者に占める死因別の死亡者数の割合を国や県と比較すると、「脳血管疾患」「肺炎」「心不全」「大腸の悪性新生物」「胃の悪性新生物」「不整脈及び伝導障害」「胆のう及びその他の胆道の悪性新生物」「大動脈瘤及び解離」「慢性閉塞性肺疾患」の割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病の重篤な疾患に焦点をあてて死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第7位（4.0%）、「脳血管疾患」は第1位（9.0%）、「腎不全」は第10位（1.8%）と、いずれも死因の上位に位置している。

図表 3-1-1-1：死因別の死亡者数・割合



順位	死因	田布施町		国	県
		死亡者数 (人)	割合		
1位	脳血管疾患	20	9.0%	7.3%	8.0%
2位	老衰	18	8.1%	10.6%	9.5%
3位	肺炎	17	7.6%	5.1%	7.1%
4位	心不全	14	6.3%	6.2%	5.8%
5位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	11	4.9%	5.3%	5.1%
6位	大腸の悪性新生物	10	4.5%	3.6%	3.6%
7位	虚血性心疾患	9	4.0%	4.7%	2.8%
8位	胃の悪性新生物	8	3.6%	2.9%	3.0%
9位	不整脈及び伝導障害	7	3.1%	2.3%	1.3%
10位	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	4	1.8%	1.3%	1.1%
10位	膵の悪性新生物	4	1.8%	2.7%	2.3%
10位	大動脈瘤及び解離	4	1.8%	1.3%	1.3%
10位	慢性閉塞性肺疾患	4	1.8%	1.1%	1.2%
10位	腎不全	4	1.8%	2.0%	2.3%
15位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	3	1.3%	1.7%	1.9%
-	その他	86	38.6%	41.9%	43.5%
-	死亡総数	223	-	-	-

【出典】厚生労働省 人口動態調査 令和3年

(2) 死因別の標準化死亡比 (SMR)

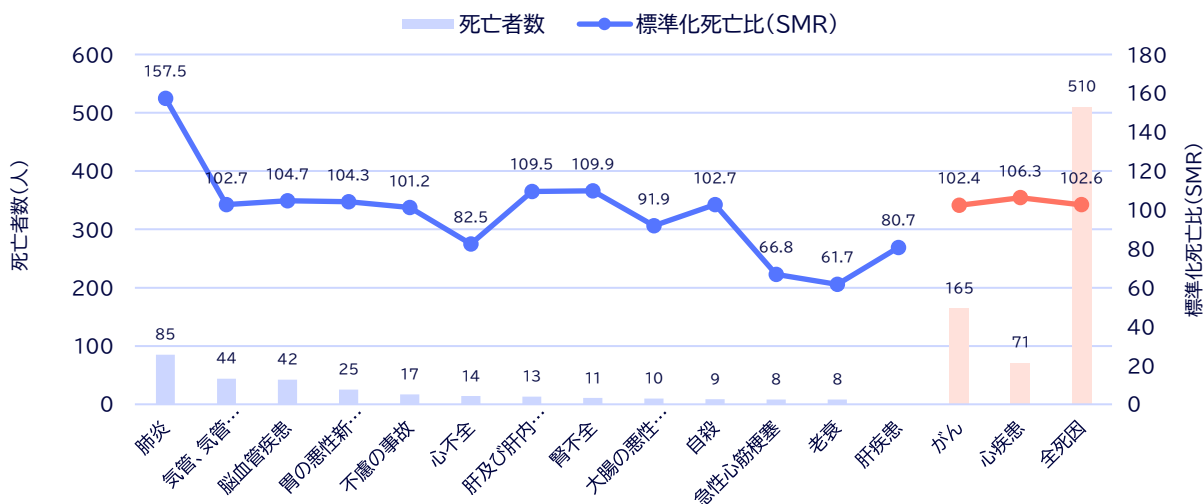
平成 25 年から平成 29 年までの累積疾病別死亡者数（図表 3-1-2-1・図表 3-1-2-2）をみると、男性の死因第 1 位は「肺炎」、第 2 位は「気管、気管支及び肺の悪性新生物」、第 3 位は「脳血管疾患」となっている。女性の死因第 1 位は「肺炎」、第 2 位は「脳血管疾患」、第 3 位は「心不全」となっている。

国・県と死亡状況を比較するため年齢調整を行った標準化死亡比 (SMR) を求めると、男性では、「肺炎」(157.5)「腎不全」(109.9)「肝及び肝内胆管の悪性新生物」(109.5)が高くなっている。女性では、「肺炎」(170.0)「腎不全」(114.3)「肝及び肝内胆管の悪性新生物」(112.4)が高くなっている。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあてて SMR をみると、男性では「急性心筋梗塞」は 66.8、「脳血管疾患」は 104.7、「腎不全」は 109.9 となっており、女性では「急性心筋梗塞」は 66.0、「脳血管疾患」は 100.6、「腎不全」は 114.3 となっている。

※標準化死亡比 (SMR)：基準死亡率（人口 10 万対の死亡者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡者数と実際に観察された死亡者数を比較するものである。国の平均を 100 としており、標準化死亡比が 100 以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100 以下の場合は死亡率が低いと判断される

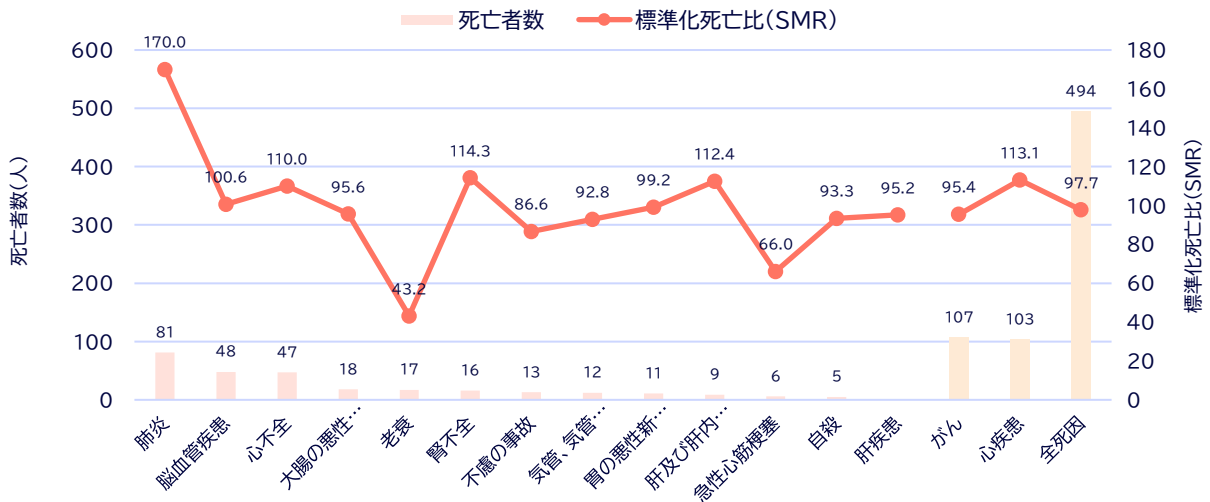
図表 3-1-2-1：平成 25 年から平成 29 年までの死因別の死亡者数と SMR_男性



順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			田布施町	県	国
1位	肺炎	85	157.5	119.6	100
2位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	44	102.7	99.4	
3位	脳血管疾患	42	104.7	106.2	
4位	胃の悪性新生物	25	104.3	102.0	
5位	不慮の事故	17	101.2	100.6	
6位	心不全	14	82.5	94.8	
7位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	13	109.5	122.3	
8位	腎不全	11	109.9	108.4	

順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			田布施町	県	国
9位	大腸の悪性新生物	10	91.9	99.7	100
10位	自殺	9	102.7	104.5	
11位	急性心筋梗塞	8	66.8	73.3	
11位	老衰	8	61.7	88.2	
13位	肝疾患	-	80.7	96.6	
参考	がん	165	102.4	102.5	
参考	心疾患	71	106.3	111.4	
参考	全死因	510	102.6	104.4	

図表 3-1-2-2：平成 25 年から平成 29 年までの死因別の死亡者数と SMR_女性



順位	死因	死亡者数(人)	標準化死亡比 (SMR)		
			田布施町	県	国
1位	肺炎	81	170.0	125.2	100
2位	脳血管疾患	48	100.6	101.5	
3位	心不全	47	110.0	96.0	
4位	大腸の悪性新生物	18	95.6	94.6	
5位	老衰	17	43.2	90.8	
6位	腎不全	16	114.3	106.9	
7位	不慮の事故	13	86.6	83.4	
8位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	12	92.8	97.0	

順位	死因	死亡者数(人)	標準化死亡比 (SMR)		
			田布施町	県	国
9位	胃の悪性新生物	11	99.2	101.1	100
10位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	9	112.4	109.7	
11位	急性心筋梗塞	6	66.0	76.4	
12位	自殺	5	93.3	90.0	
13位	肝疾患	-	95.2	99.1	
参考	がん	107	95.4	96.6	
参考	心疾患	103	113.1	108.1	
参考	全死因	494	97.7	100.6	

【出典】厚生労働省 平成 25～29 年 人口動態保健所・市区町村別統計

※SMR の算出に際してはベイズ推定の手法が適用されている

※死亡者数が 5 人未満の場合、人数が公開されないため、空欄になる

※「がん」は、表内の「がん」を含む ICD-10 死因簡単分類における「悪性新生物」による死亡者数の合計

※「心疾患」は、表内の「急性心筋梗塞」「心不全」を含む ICD-10 死因簡単分類における「心疾患」による死亡者数の合計

2 介護の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数・割合

次に介護の状況について概観する。要介護または要支援の認定を受けた人の数・割合（図表 3-2-1-1）をみると、令和4年度の認定者数は960人（要支援1-2、要介護1-2、及び要介護3-5の合計）で、「要介護1-2」の人数が最も多くなっている。

第1号被保険者における要介護認定率は17.4%で、国・県より低い。第1号被保険者のうち65-74歳の前期高齢者の要介護認定率は3.4%、75歳以上の後期高齢者では28.5%となっている。

第2号被保険者における要介護認定率は0.4%となっており、国・県と同程度である。

図表 3-2-1-1：令和4年度における要介護（要支援）認定区分別の認定者数・割合

	被保険者数 (人)	要支援 1-2		要介護 1-2		要介護 3-5		田布施町	国	県
		認定者数 (人)	認定率	認定者数 (人)	認定率	認定者数 (人)	認定率	認定率	認定率	認定率
1号										
65-74歳	2,393	23	1.0%	39	1.6%	20	0.8%	3.4%	-	-
75歳以上	3,006	213	7.1%	364	12.1%	281	9.3%	28.5%	-	-
計	5,399	236	4.4%	403	7.5%	301	5.6%	17.4%	18.7%	19.2%
2号										
40-64歳	4,844	7	0.1%	7	0.1%	6	0.1%	0.4%	0.4%	0.4%
総計	10,243	243	2.4%	410	4.0%	307	3.0%	-	-	-

【出典】住民基本台帳 令和4年度

KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

KDB 帳票 S24_001-要介護（支援）者認定状況 令和4年度 累計

※認定率は、KDB 帳票における年度毎の介護認定者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

(2) 介護給付費

介護レセプト一件当たりの介護給付費（図表 3-2-2-1）をみると、居宅サービス・施設サービスいずれの給付費も国・県より少なくなっている。

図表 3-2-2-1：介護レセプト一件当たりの介護給付費

	田布施町	国	県	同規模
計_一件当たり給付費 (円)	68,972	59,662	62,519	70,292
(居宅) 一件当たり給付費 (円)	41,183	41,272	41,738	43,991
(施設) 一件当たり給付費 (円)	270,949	296,364	290,571	291,264

【出典】KDB 帳票 S25_004-医療・介護の突合の経年比較 令和4年度 年次

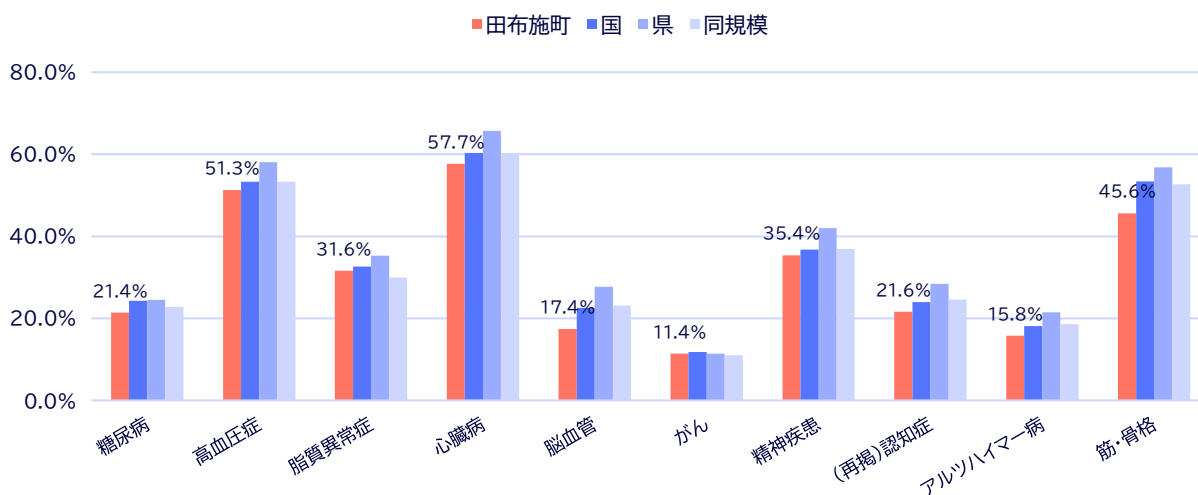
(3) 要介護・要支援認定者の有病状況

要介護または要支援の認定を受けた人の有病割合（図表 3-2-3-1）をみると、「心臓病」（57.7%）が最も高く、次いで「高血圧症」（51.3%）、「筋・骨格関連疾患」（45.6%）となっている。

国・県と比較すると、いずれの疾病も有病割合が低い。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあて、介護認定者における重篤な疾患の有病割合をみると、「心臓病」は57.7%、「脳血管疾患」は17.4%となっている。また、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合をみると、「糖尿病」は21.4%、「高血圧症」は51.3%、「脂質異常症」は31.6%となっている。

図表 3-2-3-1：要介護・要支援認定者の有病状況



疾病名	要介護・要支援認定者（1・2号被保険者）		国	県	同規模
	該当者数（人）	割合			
糖尿病	210	21.4%	24.3%	24.5%	22.8%
高血圧症	515	51.3%	53.3%	58.1%	53.3%
脂質異常症	318	31.6%	32.6%	35.3%	30.0%
心臓病	575	57.7%	60.3%	65.7%	60.3%
脳血管疾患	171	17.4%	22.6%	27.7%	23.1%
がん	130	11.4%	11.8%	11.4%	11.0%
精神疾患	351	35.4%	36.8%	42.0%	36.9%
うち_認知症	221	21.6%	24.0%	28.4%	24.6%
アルツハイマー病	160	15.8%	18.1%	21.5%	18.6%
筋・骨格関連疾患	452	45.6%	53.4%	56.8%	52.7%

【出典】 KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

3 医療の状況

(1) 医療費の3要素

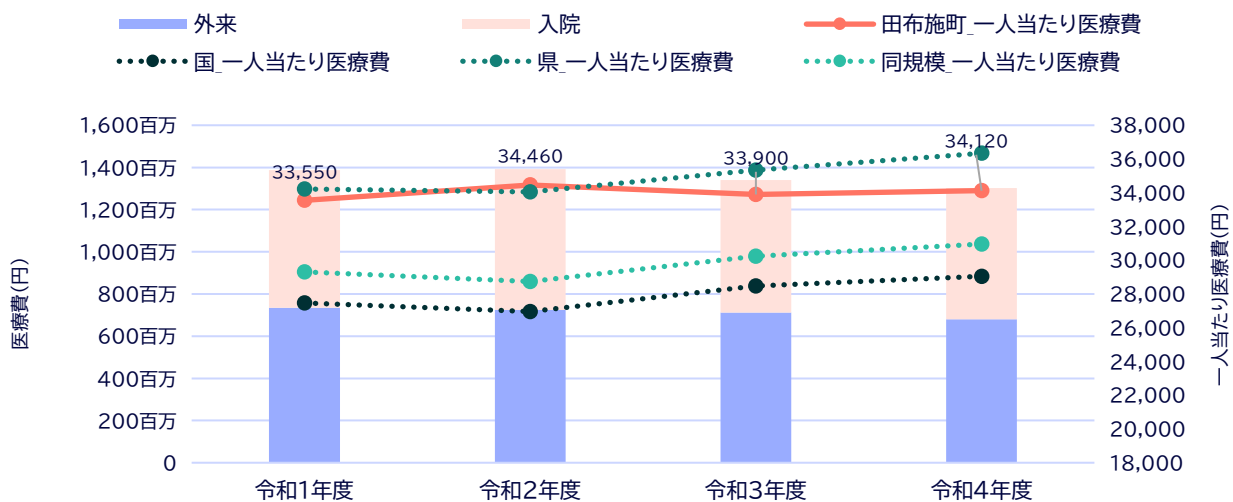
① 総医療費及び一人当たり医療費の推移

ここからは、医療の状況について概観する。令和4年度の総医療費は13億200万円で（図表3-3-1-1）、令和1年度と比較して6.1%減少している。令和4年度の総医療費に占める入院医療費の割合は47.8%、外来医療費の割合は52.2%となっている。

令和4年度の1か月当たりの一人当たり医療費は3万4,120円で、令和1年度と比較して1.7%増加している。国や県と比較すると一人当たり医療費は県より低いが、国より高い。

医療費を集団や経年で比較する際には、総医療費を加入者数で割った一人当たり医療費が用いられる。一人当たり医療費は、受診率、レセプト一件当たり日数、及び一日当たり医療費を乗じて算出できることから、次頁以降は、一人当たり医療費をこれらの3要素に分解して分析する。

図表 3-3-1-1：総医療費・一人当たりの医療費



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	割合	令和1年度からの変化率 (%)
医療費 (円)	総額	1,386,879,840	1,391,327,450	1,339,655,230	1,302,090,110	-	-6.1
	入院	651,883,950	667,317,820	628,116,130	622,704,300	47.8%	-4.5
	外来	734,995,890	724,009,630	711,539,100	679,385,810	52.2%	-7.6
一人当たり月額医療費 (円)	田布施町	33,550	34,460	33,900	34,120	-	1.7
	国	27,470	26,960	28,470	29,050	-	5.8
	県	34,230	34,050	35,340	36,340	-	6.2
	同規模	29,310	28,740	30,230	30,960	-	5.6

【出典】 KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出

② 入院外来別医療費の3要素

前頁の一人当たり月額医療費を入院別及び外来別に国や県と比較する。

令和4年度の一人当たり月額医療費（図表3-3-1-2）は、入院が16,320円で、国の一人当たり月額医療費11,650円と比較すると4,670円多い。これは受診率、一件当たり日数が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費16,650円と比較すると330円少ない。これは一日当たり医療費が県の値を下回っているためである。

外来の一人当たり月額医療費は17,800円で、国の一人当たり月額医療費17,400円と比較すると400円多い。これは受診率が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費19,690円と比較すると1,890円少なくなっており、これは受診率、一日当たり医療費が県の値を下回っているためである。

図表3-3-1-2：入院外来別医療費の3要素

入院	田布施町	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	16,320	11,650	16,650	13,180
受診率（件/千人）	30.3	18.8	28.2	21.9
一件当たり日数（日）	20.9	16.0	18.8	16.6
一日当たり医療費（円）	25,860	38,730	31,400	36,230

外来	田布施町	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	17,800	17,400	19,690	17,780
受診率（件/千人）	822.8	709.6	827.2	721.7
一件当たり日数（日）	1.5	1.5	1.5	1.4
一日当たり医療費（円）	14,060	16,500	15,770	17,000

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出

※受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数

※一件当たり日数：受診した日数/レセプト件数

※一日当たり医療費：総医療費/受診した日数

(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率

① 疾病分類（中分類）別入院医療費

入院医療費を疾病中分類別にみると（図表 3-3-2-1）、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」の医療費が最も高く 7,500 万円で、12.0%を占めている。

循環器系疾患の入院医療費をみると、「脳梗塞」が 14 位（1.9%）、「虚血性心疾患」が 15 位（1.8%）、「脳内出血」が 20 位（1.4%）となっている。

これらの上位 20 疾病で、入院総医療費の 69.6%を占めている。

図表 3-3-2-1：疾病分類（中分類）別_入院医療費_上位 20 疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）					レセプト 一件当たり 医療費（円）
			一人当たり 医療費（円）	割合	受診率	割合 (受診率)	
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	74,911,600	23,550	12.0%	56.3	15.5%	418,501
2位	その他の心疾患	41,872,370	13,163	6.7%	13.2	3.6%	996,961
3位	その他の悪性新生物	38,672,840	12,157	6.2%	14.5	4.0%	840,714
4位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	33,333,790	10,479	5.4%	26.1	7.2%	401,612
5位	その他の呼吸器系の疾患	30,943,470	9,728	5.0%	13.2	3.6%	736,749
6位	その他の神経系の疾患	30,524,190	9,596	4.9%	17.6	4.8%	545,075
7位	骨折	21,232,780	6,675	3.4%	9.7	2.7%	684,928
8位	その他の精神及び行動の障害	18,377,200	5,777	3.0%	10.7	2.9%	540,506
9位	関節症	17,466,230	5,491	2.8%	6.6	1.8%	831,725
10位	腎不全	15,095,130	4,745	2.4%	5.7	1.6%	838,618
11位	良性新生物及びその他の新生物	14,809,030	4,655	2.4%	5.0	1.4%	925,564
12位	てんかん	12,560,870	3,949	2.0%	10.1	2.8%	392,527
13位	その他の消化器系の疾患	12,505,970	3,931	2.0%	11.6	3.2%	337,999
14位	脳梗塞	12,083,650	3,799	1.9%	6.6	1.8%	575,412
15位	虚血性心疾患	11,095,640	3,488	1.8%	5.0	1.4%	693,478
16位	頭蓋内損傷及び内臓の損傷	10,084,250	3,170	1.6%	5.7	1.6%	560,236
17位	肺炎	9,912,200	3,116	1.6%	5.0	1.4%	619,513
18位	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	9,661,760	3,037	1.6%	7.9	2.2%	386,470
19位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	9,543,700	3,000	1.5%	6.3	1.7%	477,185
20位	脳内出血	8,685,080	2,730	1.4%	5.0	1.4%	542,818

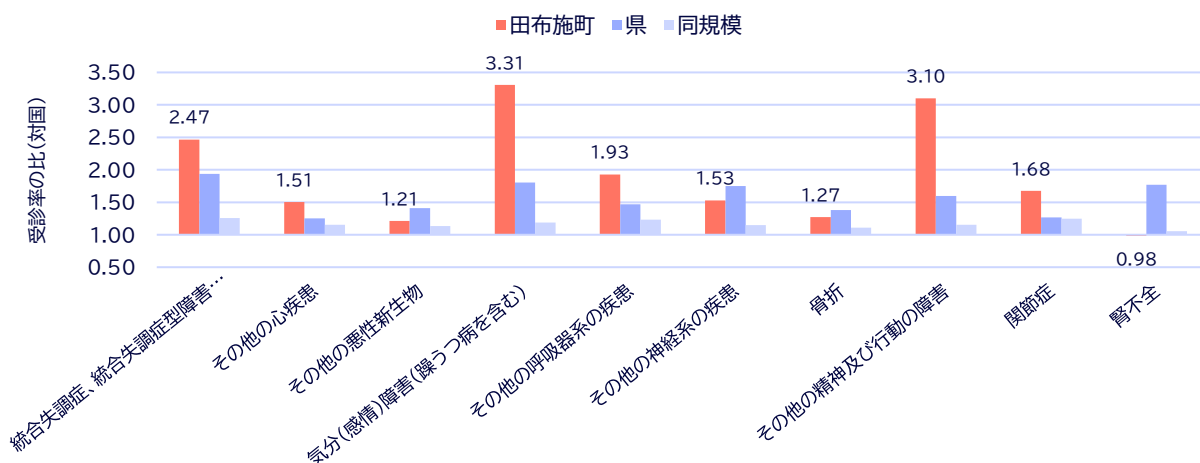
【出典】KDB 帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類）令和4年度 累計

② 疾病分類（中分類）別入院受診率の比較

入院医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表 3-3-2-2）。国との比が 1 を超えているものは国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「精神作用物質使用による精神及び行動の障害」「頭蓋内損傷及び内臓の損傷」「気分（感情）障害（躁うつ病を含む）」である。

また、前述した循環器系疾患について受診率をみると、「脳梗塞」が国の 1.2 倍、「虚血性心疾患」が国の 1.1 倍、「脳内出血」が国の 1.8 倍となっている。

図表 3-3-2-2：疾病分類（中分類）別_入院受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		田布施町	国	県	同規模	国との比		
						田布施町	県	同規模
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	56.3	22.8	44.2	28.7	2.47	1.94	1.26
2位	その他の心疾患	13.2	8.8	11.0	10.1	1.51	1.25	1.15
3位	その他の悪性新生物	14.5	11.9	16.8	13.5	1.21	1.41	1.14
4位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	26.1	7.9	14.2	9.4	3.31	1.80	1.19
5位	その他の呼吸器系の疾患	13.2	6.8	10.0	8.4	1.93	1.47	1.23
6位	その他の神経系の疾患	17.6	11.5	20.1	13.2	1.53	1.75	1.15
7位	骨折	9.7	7.7	10.6	8.5	1.27	1.38	1.11
8位	その他の精神及び行動の障害	10.7	3.4	5.5	4.0	3.10	1.60	1.15
9位	関節症	6.6	3.9	5.0	4.9	1.68	1.27	1.25
10位	腎不全	5.7	5.8	10.2	6.1	0.98	1.77	1.06
11位	良性新生物及びその他の新生物	5.0	3.9	4.1	4.2	1.31	1.08	1.10
12位	てんかん	10.1	4.9	8.6	6.2	2.03	1.75	1.24
13位	その他の消化器系の疾患	11.6	12.4	14.5	14.6	0.94	1.17	1.18
14位	脳梗塞	6.6	5.5	8.4	6.4	1.20	1.53	1.16
15位	虚血性心疾患	5.0	4.7	4.0	5.0	1.07	0.86	1.06
16位	頭蓋内損傷及び内臓の損傷	5.7	1.1	1.4	1.3	5.37	1.29	1.25
17位	肺炎	5.0	2.5	4.2	2.9	2.02	1.69	1.19
18位	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	7.9	1.0	2.5	1.4	7.76	2.49	1.34
19位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	6.3	3.7	5.2	4.4	1.70	1.40	1.20
20位	脳内出血	5.0	2.8	4.6	3.0	1.78	1.63	1.07

【出典】KDB 帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率

① 疾病分類（中分類）別外来医療費

入院医療費に続き外来医療費について、疾病別医療費、受診率、一人当たり医療費をみる。

疾病別の外来医療費をみると（図表 3-3-3-1）、「腎不全」の医療費が最も高く、7,100 万円で、外来総医療費の 10.5%を占めている。受診率とレセプト一件当たり医療費をみると、一件当たり医療費が他の疾病と比較して高く、「腎不全」の外来医療費が高額な原因となっている。

次いで外来医療費が高いのは「糖尿病」で 6,700 万円（10.0%）、「その他の悪性新生物」で 4,900 万円（7.3%）となっており、上位 20 疾病で外来総医療費の 72.2%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で重篤な疾患についてみると、「腎不全」が外来医療費の上位に入っている。

一方で、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患については、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が外来医療費の上位に入っている。

図表 3-3-3-1：疾病分類（中分類）別_外来医療費_上位 20 疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）					
			一人当たり医療費（円）	割合	受診率	割合（受診率）	レセプト一件当たり医療費（円）
1 位	腎不全	70,826,020	22,265	10.5%	73.2	0.7%	303,974
2 位	糖尿病	67,304,040	21,158	10.0%	867.3	8.8%	24,394
3 位	その他の悪性新生物	49,285,720	15,494	7.3%	95.3	1.0%	162,659
4 位	高血圧症	33,690,000	10,591	5.0%	1146.8	11.6%	9,235
5 位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	33,482,060	10,526	5.0%	32.4	0.3%	325,069
6 位	その他の眼及び付属器の疾患	27,742,630	8,721	4.1%	803.2	8.1%	10,858
7 位	その他の心疾患	25,480,210	8,010	3.8%	305.2	3.1%	26,241
8 位	その他の神経系の疾患	18,103,490	5,691	2.7%	324.1	3.3%	17,559
9 位	その他の消化器系の疾患	17,402,560	5,471	2.6%	266.3	2.7%	20,546
10 位	脂質異常症	17,355,500	5,456	2.6%	597.6	6.1%	9,130
11 位	乳房の悪性新生物	15,318,220	4,816	2.3%	51.9	0.5%	92,838
12 位	てんかん	15,175,590	4,771	2.2%	139.0	1.4%	34,334
13 位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	14,693,370	4,619	2.2%	157.2	1.6%	29,387
14 位	炎症性多発性関節障害	14,406,850	4,529	2.1%	93.7	0.9%	48,345
15 位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	12,729,300	4,002	1.9%	206.5	2.1%	19,375
16 位	骨の密度及び構造の障害	12,416,400	3,903	1.8%	227.6	2.3%	17,150
17 位	喘息	11,143,680	3,503	1.7%	190.8	1.9%	18,359
18 位	関節症	10,820,640	3,402	1.6%	296.4	3.0%	11,475
19 位	白内障	10,814,370	3,400	1.6%	333.5	3.4%	10,193
20 位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	9,418,640	2,961	1.4%	124.2	1.3%	23,845

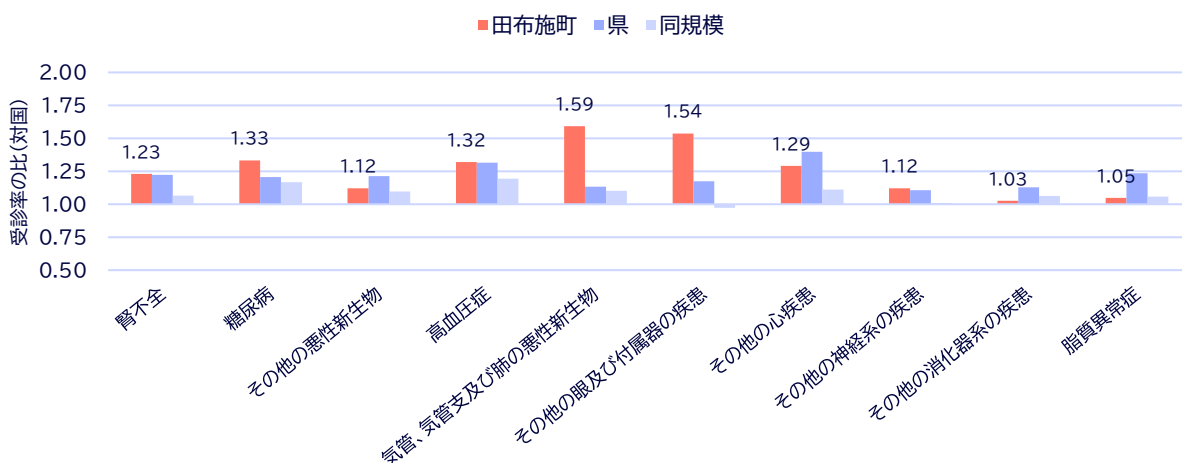
【出典】KDB 帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和 4 年度 累計

② 疾病分類（中分類）別外来受診率の比較

外来医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表 3-3-3-2）。国との比が 1 を超えているものは、国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「白内障」「てんかん」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」である。

重篤な疾患について国との受診率の比をみると、「腎不全」（1.2）となっている。基礎疾患については「糖尿病」（1.3）、「高血圧症」（1.3）、「脂質異常症」（1.0）となっている。

図表 3-3-3-2：疾病分類（中分類）別_外来受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		田布施町	国	県	同規模	国との比		
						田布施町	県	同規模
1位	腎不全	73.2	59.5	72.8	63.5	1.23	1.22	1.07
2位	糖尿病	867.3	651.2	785.6	760.1	1.33	1.21	1.17
3位	その他の悪性新生物	95.3	85.0	103.2	93.2	1.12	1.21	1.10
4位	高血圧症	1146.8	868.1	1141.6	1035.4	1.32	1.32	1.19
5位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	32.4	20.4	23.0	22.4	1.59	1.13	1.10
6位	その他の眼及び付属器の疾患	803.2	522.7	613.6	508.3	1.54	1.17	0.97
7位	その他の心疾患	305.2	236.5	330.8	262.8	1.29	1.40	1.11
8位	その他の神経系の疾患	324.1	288.9	320.0	291.8	1.12	1.11	1.01
9位	その他の消化器系の疾患	266.3	259.2	292.2	275.7	1.03	1.13	1.06
10位	脂質異常症	597.6	570.5	704.3	603.5	1.05	1.23	1.06
11位	乳房の悪性新生物	51.9	44.6	46.6	42.0	1.16	1.05	0.94
12位	てんかん	139.0	60.8	83.7	67.3	2.29	1.38	1.11
13位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	157.2	132.0	160.3	136.2	1.19	1.21	1.03
14位	炎症性多発性関節障害	93.7	100.5	141.8	104.5	0.93	1.41	1.04
15位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	206.5	223.8	246.4	194.6	0.92	1.10	0.87
16位	骨の密度及び構造の障害	227.6	171.3	218.4	161.7	1.33	1.28	0.94
17位	喘息	190.8	167.9	191.4	154.4	1.14	1.14	0.92
18位	関節症	296.4	210.3	256.7	237.6	1.41	1.22	1.13
19位	白内障	333.5	86.9	148.9	100.4	3.84	1.71	1.16
20位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	124.2	104.7	117.7	100.7	1.19	1.12	0.96

【出典】KDB 帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率

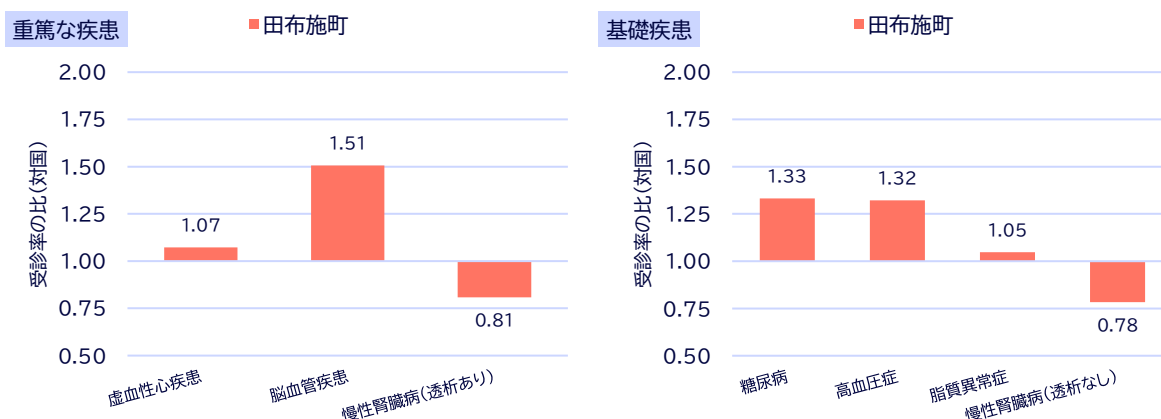
① 生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率

ここでは、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で生活習慣病に焦点をあて、重篤な疾患、基礎疾患及び人工透析が必要になる前段階の「慢性腎臓病（透析なし）」に絞り、受診率や有病状況の推移について概観する。

国との比が 1 を超えている場合、その疾患における受診率は国より高い、すなわちその疾患において医療機関にかかっている人が国平均よりも多いことを意味している。国との比が 1 を下回る場合には、該当する人が国平均よりも少ないことを意味する。

重篤な疾患の受診率をみると（図表 3-3-4-1）、「虚血性心疾患」「脳血管疾患」が国より高い。基礎疾患の受診率は国より高く、「慢性腎臓病（透析なし）」の受診率は国より低い。

図表 3-3-4-1：生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率



重篤な疾患	受診率						
	田布施町	国	県	同規模	国との比		
					田布施町	県	同規模
虚血性心疾患	5.0	4.7	4.0	5.0	1.07	0.86	1.06
脳血管疾患	15.4	10.2	15.3	11.4	1.51	1.49	1.12
慢性腎臓病（透析あり）	24.5	30.3	31.8	29.5	0.81	1.05	0.97

基礎疾患及び慢性腎臓病（透析なし）	受診率						
	田布施町	国	県	同規模	国との比		
					田布施町	県	同規模
糖尿病	867.3	651.2	785.6	760.1	1.33	1.21	1.17
高血圧症	1146.8	868.1	1141.6	1035.4	1.32	1.32	1.19
脂質異常症	597.6	570.5	704.3	603.5	1.05	1.23	1.06
慢性腎臓病（透析なし）	11.3	14.4	18.5	16.0	0.78	1.28	1.11

【出典】KDB 帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計
KDB 帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和4年度 累計

※表内の脳血管疾患は、KDB システムにて設定されている疾病分類（中分類）区分のうち「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」「脳動脈硬化（症）」「その他の脳血管疾患」をまとめている

※表内の「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」は、KDB システムにて設定されている疾病分類（中分類）区分を集計している

※表内の「虚血性心疾患」「脳血管疾患」は入院、それ以外の疾病分類は外来を集計している

② 生活習慣病における重篤な疾患の受診率の推移

重篤な疾患における受診率の推移（図表 3-3-4-2）をみると、令和 4 年度の「虚血性心疾患」の受診率は、令和 1 年度と比較して-38.3%で減少率は国・県より大きい。

「脳血管疾患」の受診率は、令和 1 年度と比較して-28.4%で減少率は国・県より大きい。

「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、令和 1 年度と比較して-6.1%で国・県が増加しているなか減少している。

図表 3-3-4-2：生活習慣病における重篤な疾患の受診率

虚血性心疾患	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 1 年度と令和 4 年度の変化率 (%)
田布施町	8.1	7.4	2.4	5.0	-38.3
国	5.7	5.0	5.0	4.7	-17.5
県	5.1	4.7	4.2	4.0	-21.6
同規模	5.7	5.1	5.2	5.0	-12.3

脳血管疾患	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 1 年度と令和 4 年度の変化率 (%)
田布施町	21.5	19.6	12.1	15.4	-28.4
国	10.6	10.4	10.6	10.2	-3.8
県	17.1	16.6	17.0	15.3	-10.5
同規模	12.1	11.3	12.1	11.4	-5.8

慢性腎臓病（透析あり）	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 1 年度と令和 4 年度の変化率 (%)
田布施町	26.1	29.7	22.5	24.5	-6.1
国	28.6	29.1	29.8	30.3	5.9
県	28.3	29.8	31.3	31.8	12.4
同規模	28.6	28.2	29.0	29.5	3.1

【出典】KDB 帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和 1 年度から令和 4 年度 累計
KDB 帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和 1 年度から令和 4 年度 累計

※表内の「虚血性心疾患」と「脳血管疾患」は入院、「慢性腎臓病（透析あり）」は外来を集計している

③ 人工透析患者数の推移

人工透析患者数の推移（図表 3-3-4-3）をみると、令和 4 年度の患者数は 15 人で、令和 1 年度の 14 人と比較して 1 人増加している。

令和 4 年度における新規の人工透析患者数は令和 1 年度と比較して減少しており、令和 4 年度においては男性 1 人、女性 0 人となっている。

図表 3-3-4-3：人工透析患者数

		令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人工透析患者数	男性（人）	5	7	7	9
	女性（人）	9	8	7	6
	合計（人）	14	15	13	15
	男性_新規（人）	3	1	0	1
	女性_新規（人）	0	0	0	0

【出典】KDB 帳票 S23_001-医療費分析（1）細小分類 令和 1 年から令和 5 年 各月

※表内の「男性」「女性」「合計」は、各月の患者数から平均患者数を集計している

※表内の「男性_新規」「女性_新規」は、各年度内の新規の人工透析患者数を集計している

(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

① 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

生活習慣病の重篤な疾患患者において、基礎疾患のレセプトが同時に出ている人の割合をみる。

令和4年度3月時点の「虚血性心疾患」の患者122人のうち（図表3-3-5-1）、「糖尿病」は41.8%、「高血圧症」は82.8%、「脂質異常症」は68.9%である。「脳血管疾患」の患者90人では、「糖尿病」は45.6%、「高血圧症」は75.6%、「脂質異常症」は66.7%となっている。人工透析の患者16人では、「糖尿病」は43.8%、「高血圧症」は100.0%、「脂質異常症」は68.8%となっている。

図表 3-3-5-1：生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
虚血性心疾患	73	-	49	-	122	-	
基礎疾患	糖尿病	34	46.6%	17	34.7%	51	41.8%
	高血圧症	60	82.2%	41	83.7%	101	82.8%
	脂質異常症	50	68.5%	34	69.4%	84	68.9%

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
脳血管疾患	48	-	42	-	90	-	
基礎疾患	糖尿病	22	45.8%	19	45.2%	41	45.6%
	高血圧症	41	85.4%	27	64.3%	68	75.6%
	脂質異常症	33	68.8%	27	64.3%	60	66.7%

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
人工透析	10	-	6	-	16	-	
基礎疾患	糖尿病	5	50.0%	2	33.3%	7	43.8%
	高血圧症	10	100.0%	6	100.0%	16	100.0%
	脂質異常症	7	70.0%	4	66.7%	11	68.8%

【出典】KDB 帳票 S21_018-厚生労働省様式（様式3-5） 令和5年5月
 KDB 帳票 S21_019-厚生労働省様式（様式3-6） 令和5年5月
 KDB 帳票 S21_020-厚生労働省様式（様式3-7） 令和5年5月

② 基礎疾患の有病状況

また、令和4年度3月時点での被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は（図表3-3-5-2）、「糖尿病」が403人（13.2%）、「高血圧症」が782人（25.7%）、「脂質異常症」が664人（21.8%）となっている。

図表 3-3-5-2：基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
被保険者数	1,402	-	1,644	-	3,046	-	
基礎疾患	糖尿病	220	15.7%	183	11.1%	403	13.2%
	高血圧症	391	27.9%	391	23.8%	782	25.7%
	脂質異常症	295	21.0%	369	22.4%	664	21.8%

【出典】KDB 帳票 S21_014-厚生労働省様式（様式3-1） 令和5年5月

(6) 長期入院レセプトの状況

医療費のうち、6か月以上の入院患者のレセプト（以下、「長期入院レセプト」という。）についてみる（図表 3-3-6-1）。

令和4年度のレセプトのうち、長期入院レセプトは2億7,200万円、536件で、総医療費の20.9%、総レセプト件数の1.6%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「腎不全」が上位に入っている。

図表 3-3-6-1：疾病分類（中分類）別_6か月以上の入院レセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	1,302,090,110	-	32,560	-
長期入院レセプトの合計	271,633,520	20.9%	536	1.6%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	長期入院レセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	長期入院レセプトのレセプト件数に占める割合
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	67,030,280	24.7%	160	29.9%
2位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	28,288,250	10.4%	71	13.2%
3位	その他の呼吸器系の疾患	26,378,110	9.7%	32	6.0%
4位	その他の神経系の疾患	19,262,640	7.1%	38	7.1%
5位	その他の心疾患	17,176,840	6.3%	16	3.0%
6位	腎不全	11,911,530	4.4%	11	2.1%
7位	その他の精神及び行動の障害	11,177,560	4.1%	25	4.7%
8位	てんかん	10,834,380	4.0%	26	4.9%
9位	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	9,661,760	3.6%	25	4.7%
10位	頭蓋内損傷及び内臓の損傷	7,117,870	2.6%	12	2.2%

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB 帳票 S21_012-厚生労働省様式（様式 2-1） 令和4年6月から令和5年5月

4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況

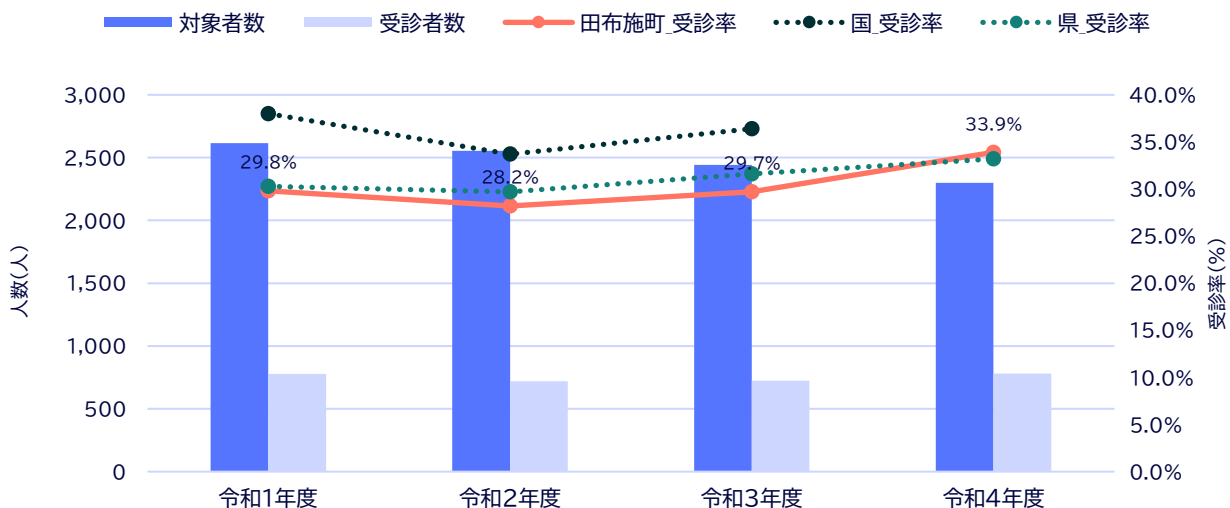
(1) 特定健診受診率

① 特定健診受診率の推移

以降では、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に実施している、特定健診、特定保健指導及び生活習慣病の治療状況に関連するデータを概観する。

まず、特定健診の実施状況を見ると（図表 3-4-1-1）、令和 4 年度の特定健診受診率（速報値）は 33.9%であり、令和 1 年度と比較して 4.1 ポイント増加している。令和 3 年度までの受診率で見ると国・県より低い。年齢階層別にみると（図表 3-4-1-2）、特に 55 - 59 歳の特定健診受診率が低下している。

図表 3-4-1-1：特定健診受診率（法定報告値）



	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の差	
特定健診対象者数(人)	2,615	2,554	2,442	2,299	-316	
特定健診受診者数(人)	778	719	725	780	2	
特定健診受診率	田布施町	29.8%	28.2%	29.7%	33.9%	4.1
	国	38.0%	33.7%	36.4%	-	-
	県	30.3%	29.7%	31.6%	33.2%	2.9

【出典】厚生労働省 2019 年度から 2021 年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和 3 年度

※法定報告値に係る図表における令和 4 年度の数値は速報値である（以下同様）

※令和 4 年度の国の法定報告値は令和 5 年 12 月時点で未公表のため、表は「-」と表記している

図表 3-4-1-2：年齢階層別_特定健診受診率

	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳
令和 1 年度	16.9%	19.1%	13.4%	26.4%	23.1%	33.7%	32.3%
令和 2 年度	15.8%	14.8%	12.5%	20.9%	25.0%	31.9%	30.8%
令和 3 年度	21.1%	19.4%	17.8%	19.5%	30.7%	34.1%	30.4%
令和 4 年度	26.6%	11.8%	19.4%	17.6%	33.8%	40.2%	37.0%

【出典】KDB 帳票 S21_008-健診の状況 令和 1 年度から令和 4 年度 累計

※KDB 帳票と法定報告値は、データの登録時期が異なるため値がずれる（以下同様）

② 特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

特定健診受診者と特定健診未受診者における生活習慣病のレセプト保有割合の差は、健康意識の差によるものとも考え得るし、健診受診が医療機関受診につながっている可能性もある。

特定健診を受診した人のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人、すなわち生活習慣病を治療中の人は576人で、特定健診対象者の25.0%、特定健診受診者の73.8%を占めている。他方、特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人は1,003人で、特定健診対象者の43.5%、特定健診未受診者の65.6%を占めている（図表3-4-1-3）。

特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は525人で、特定健診対象者の22.7%であり、これらの人の健康状態を把握するのは難しい状況にある。

※この項における生活習慣病とは、KDBが定める生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化症、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、がん、筋・骨格関連疾患、及び精神疾患）を指す

図表3-4-1-3：特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

	40-64 歳		65-74 歳		合計		
	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	特定健診受診者・未受診者に占める割合
対象者数	693	-	1,615	-	2,308	-	-
特定健診受診者数	163	-	617	-	780	-	-
生活習慣病_治療なし	65	9.4%	139	8.6%	204	8.8%	26.2%
生活習慣病_治療中	98	14.1%	478	29.6%	576	25.0%	73.8%
特定健診未受診者数	530	-	998	-	1,528	-	-
生活習慣病_治療なし	263	38.0%	262	16.2%	525	22.7%	34.4%
生活習慣病_治療中	267	38.5%	736	45.6%	1,003	43.5%	65.6%

【出典】KDB 帳票 S21_027-厚生労働省様式（様式5-5） 令和4年度 年次

(2) 有所見者の状況

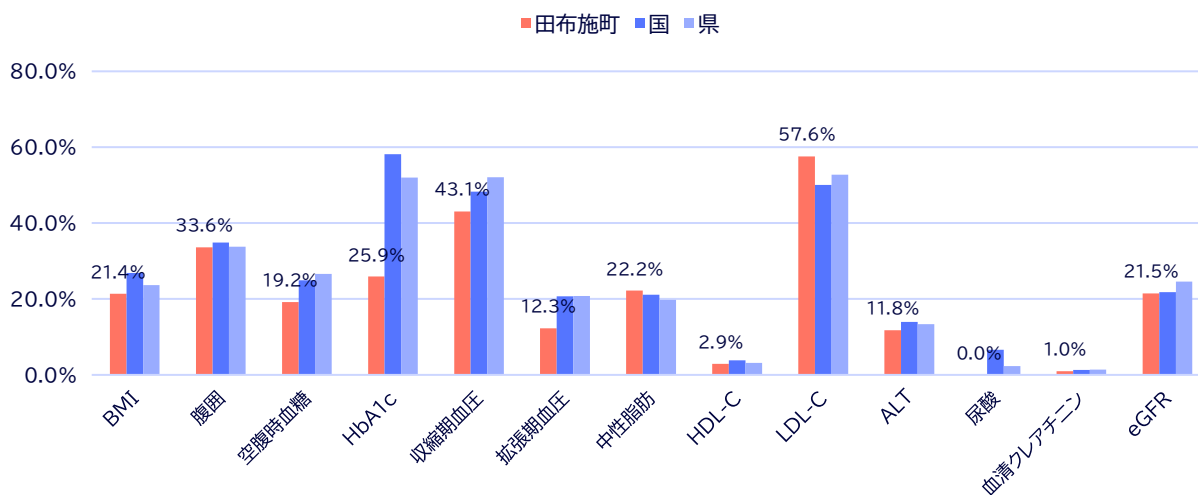
① 特定健診受診者における有所見者の割合

ここでは、特定健診受診者における検査項目ごとの有所見者の割合から、田布施町の特定健診受診者において、どの検査項目で有所見者の割合が高いのか、その傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者における有所見者の割合をみると（図表3-4-2-1）、国や県と比較して「中性脂肪」「LDL-C」の有所見率が高い。

※有所見とは、医師の診断が異常なし、要精密検査、要治療等のうち、異常なし以外のものを指す

図表3-4-2-1：特定健診受診者における有所見者の割合



	BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン	eGFR
田布施町	21.4%	33.6%	19.2%	25.9%	43.1%	12.3%	22.2%	2.9%	57.6%	11.8%	0.0%	1.0%	21.5%
国	26.9%	34.9%	24.9%	58.2%	48.3%	20.7%	21.1%	3.8%	50.1%	14.0%	6.6%	1.3%	21.8%
県	23.7%	33.8%	26.6%	52.0%	52.1%	20.8%	19.8%	3.2%	52.8%	13.4%	2.3%	1.4%	24.6%

【出典】KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

参考：検査項目ごとの有所見定義

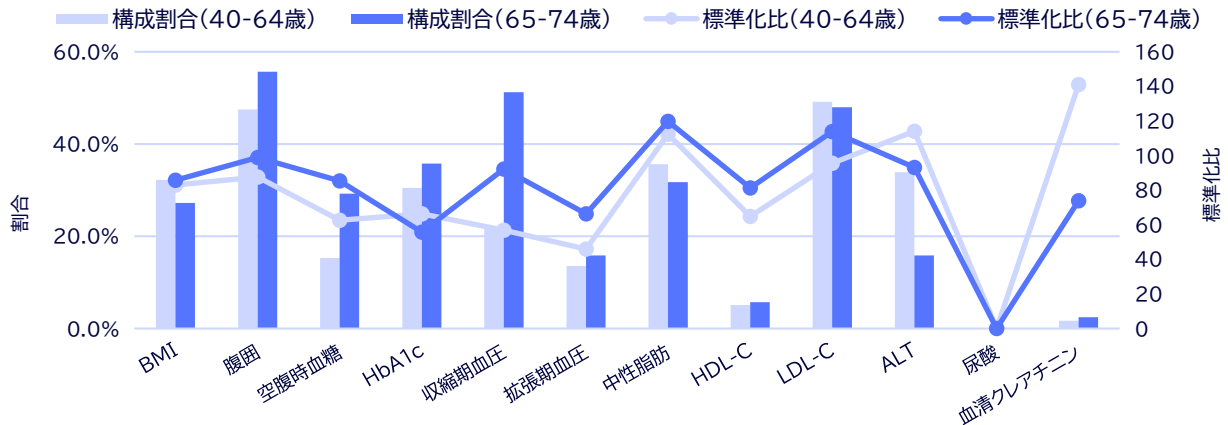
BMI	25kg/m ² 以上	中性脂肪	150mg/dL 以上
腹囲	男性：85 cm以上、女性：90 cm以上 (内臓脂肪面積の場合：100 cm ² 以上)	HDL-C	40mg/dL 未満
		LDL-C	120mg/dL 以上
空腹時血糖	100mg/dL 以上	ALT	31U/L 以上
HbA1c	5.6%以上	尿酸	7.0mg/dL 超過
収縮期血圧	130mmHg 以上	血清クレアチニン	1.3mg/dL 以上
拡張期血圧	85mmHg 以上	eGFR	60ml/分/1.73 m ² 未満

【出典】KDB システム 各帳票等の項目にかかる集計要件

② 特定健診受診者における年代別有所見者の割合と標準化比

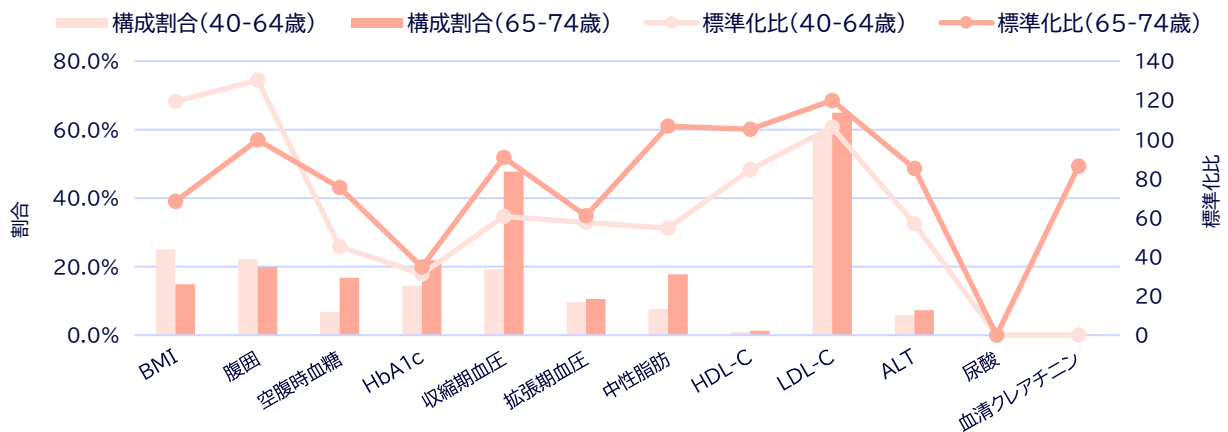
さらに、年代別の有所見者の割合について、国における有所見者の割合を 100 とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し国と比較すると（図表 3-4-2-2・図表 3-4-2-3）、男性では「中性脂肪」の標準化比がいずれの年代においても 100 を超えている。女性では「LDL-C」の標準化比がいずれの年代においても 100 を超えている。

図表 3-4-2-2：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_男性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	32.2%	47.5%	15.3%	30.5%	22.0%	13.6%	35.6%	5.1%	49.2%	33.9%	0.0%	1.7%
	標準化比	82.9	87.6	62.6	66.4	56.8	46.0	112.4	64.9	95.5	114.0	0.0	141.0
65-74歳	構成割合	27.2%	55.7%	29.3%	35.8%	51.2%	15.9%	31.7%	5.7%	48.0%	15.9%	0.0%	2.4%
	標準化比	85.7	99.0	85.4	55.7	92.2	66.2	119.8	81.2	113.8	93.1	0.0	73.9

図表 3-4-2-3：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_女性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	25.0%	22.1%	6.7%	14.4%	19.2%	9.6%	7.7%	1.0%	58.7%	5.8%	0.0%	0.0%
	標準化比	119.4	130.2	45.4	31.2	60.7	57.6	54.6	84.5	106.2	57.0	0.0	0.0
65-74歳	構成割合	14.8%	19.9%	16.7%	21.8%	47.7%	10.5%	17.8%	1.3%	65.0%	7.3%	0.0%	0.3%
	標準化比	68.4	99.8	75.4	34.8	90.7	60.9	106.7	105.2	119.9	85.2	0.0	86.4

【出典】KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式 5-2）令和 4 年度 年次

(3) メタボリックシンドロームの状況

① 特定健診受診者におけるメタボ該当者数とメタボ予備群該当者数

ここでは、特定健診受診者におけるメタボリックシンドローム該当者（以下、「メタボ該当者」という。）及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、「メタボ予備群該当者」という。）のデータを概観する。メタボリックシンドロームとは、「内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）を指している。ここでは田布施町のメタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合及び高血圧、高血糖及び脂質代謝異常リスクの該当状況を見る。

令和4年度の特定健診受診者におけるメタボリックシンドロームの状況をみると（図表3-4-3-1）、メタボ該当者は133人で特定健診受診者（780人）における該当者割合は17.1%で、該当者割合は国・県より低い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の29.8%が、女性では8.8%がメタボ該当者となっている。

メタボ予備群該当者は99人で特定健診受診者における該当者割合は12.7%となっており、該当者割合は国・県より高い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の18.7%が、女性では8.8%がメタボ予備群該当者となっている。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の定義は、下表（メタボリックシンドローム判定値の定義）のとおりである。

図表 3-4-3-1：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・メタボ予備群該当者数

	田布施町		国	県	同規模
	対象者数（人）	割合	割合	割合	割合
メタボ該当者	133	17.1%	20.6%	19.8%	21.4%
男性	91	29.8%	32.9%	32.7%	32.6%
女性	42	8.8%	11.3%	10.8%	12.1%
メタボ予備群該当者	99	12.7%	11.1%	11.1%	11.3%
男性	57	18.7%	17.8%	17.6%	17.5%
女性	42	8.8%	6.0%	6.5%	6.1%

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

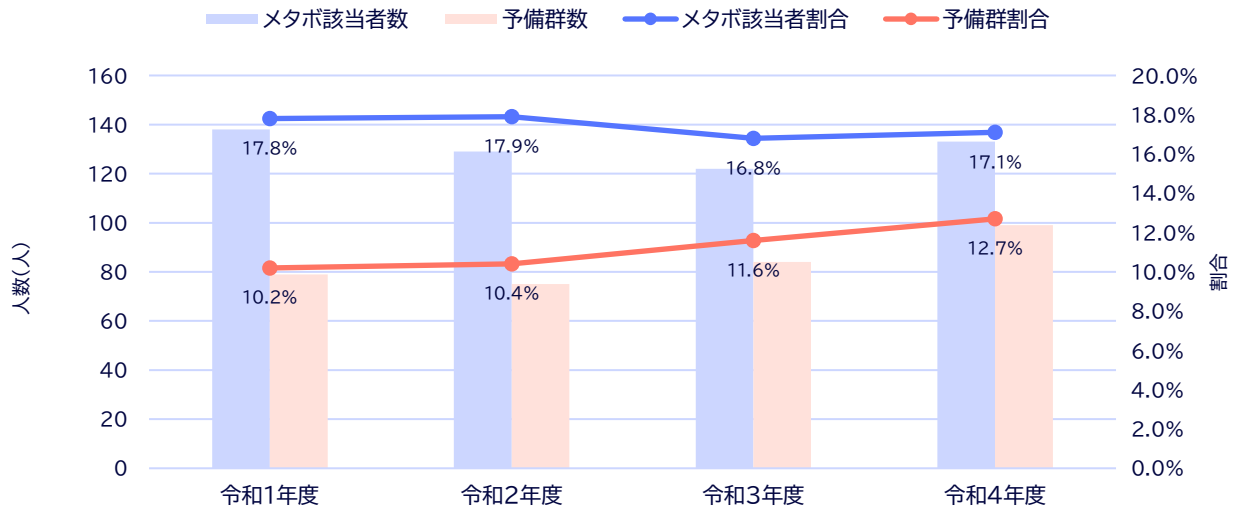
メタボ該当者	腹囲 85 cm（男性）	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
メタボ予備群該当者	90 cm（女性）以上	
追加リスク	血糖	空腹時血糖 110mg/dL 以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上
	脂質	中性脂肪 150mg/dL 以上、または HDL コレステロール 40mg/dL 未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

② メタボ該当者数とメタボ予備群該当者数の推移

令和4年度と令和1年度の該当者割合を比較すると（図表3-4-3-2）、特定健診受診者のうちメタボ該当者の割合は0.7ポイント減少しており、メタボ予備群該当者の割合は2.5ポイント増加している。

図表 3-4-3-2：メタボ該当者数・メタボ予備群該当者数の推移



	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和1年度と令和4年度の割合の差
	対象者(人)	割合	対象者(人)	割合	対象者(人)	割合	対象者(人)	割合	
メタボ該当者	138	17.8%	129	17.9%	122	16.8%	133	17.1%	-0.7
メタボ予備群該当者	79	10.2%	75	10.4%	84	11.6%	99	12.7%	2.5

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

③ メタボ該当者とメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況をみる（図表 3-4-3-3）。

メタボ該当者においては「高血圧・脂質異常該当者」が多く、133 人中 69 人が該当しており、特定健診受診者数の 8.8%を占めている。

メタボ予備群該当者では「高血圧該当者」が多く、99 人中 69 人が該当しており、特定健診受診者数の 8.8%を占めている。

図表 3-4-3-3：メタボ該当者・メタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

	男性		女性		合計	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特定健診受診者数	305	-	475	-	780	-
腹囲基準値以上	165	54.1%	97	20.4%	262	33.6%
メタボ該当者	91	29.8%	42	8.8%	133	17.1%
高血糖・高血圧該当者	13	4.3%	1	0.2%	14	1.8%
高血糖・脂質異常該当者	8	2.6%	3	0.6%	11	1.4%
高血圧・脂質異常該当者	43	14.1%	26	5.5%	69	8.8%
高血糖・高血圧・脂質異常該当者	27	8.9%	12	2.5%	39	5.0%
メタボ予備群該当者	57	18.7%	42	8.8%	99	12.7%
高血糖該当者	3	1.0%	3	0.6%	6	0.8%
高血圧該当者	40	13.1%	29	6.1%	69	8.8%
脂質異常該当者	14	4.6%	10	2.1%	24	3.1%
腹囲のみ該当者	17	5.6%	13	2.7%	30	3.8%

【出典】KDB 帳票 S21_025-厚生労働省様式（様式 5-3） 令和4年度 年次

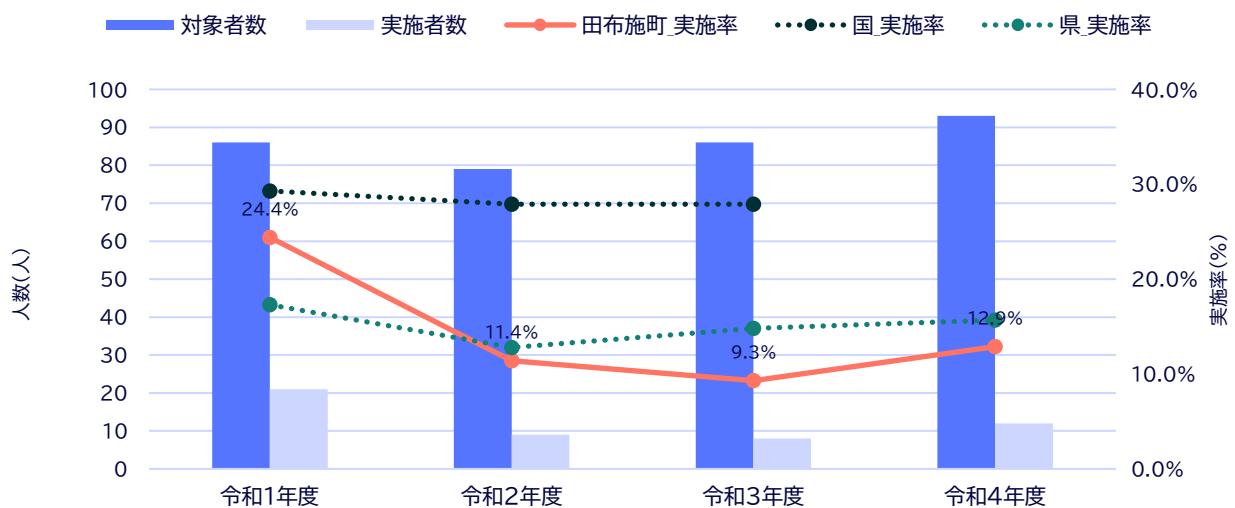
(4) 特定保健指導実施率

ここでは、特定保健指導の実施状況を概観する。特定保健指導とは、「特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）である。特定保健指導実施率をみることで、前述のメタボ該当者とメタボ予備群該当者のうち、どの程度の特定保健指導の対象者に対して支援できているのかわかる。

特定健診受診者のうち特定保健指導の対象者数は（図表 3-4-4-1）、令和 4 年度の速報値では 93 人で、特定健診受診者 780 人中 11.9%を占める。特定保健指導対象者のうち特定保健指導を終了したものの割合、すなわち特定保健指導実施率は 12.9%で、令和元年度の実施率 24.4%と比較すると 11.5 ポイント低下している。令和 3 年度までの実施率で見ると国・県より低い。

令和 3 年度の実施率は、令和 1 年度の実施率 24.4%と比較すると 15.1 ポイント低下している。

図表 3-4-4-1：特定保健指導実施率（法定報告値）



	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 1 年度と令和 4 年度の差	
特定健診受診者数 (人)	778	719	725	780	2	
特定保健指導対象者数 (人)	86	79	86	93	7	
特定保健指導該当者割合	11.1%	11.0%	11.9%	11.9%	0.8	
特定保健指導実施者数 (人)	21	9	8	12	-9	
特定保健指導実施率	田布施町	24.4%	11.4%	9.3%	12.9%	11.5
	国	29.3%	27.9%	27.9%	-	-
	県	17.3%	12.8%	14.8%	15.7%	-1.6

【出典】厚生労働省 2019 年度から 2021 年度 特定健診・特定保健指導実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和 3 年度

※令和 4 年度の国の法定報告値は令和 5 年 12 月時点で未公表のため、表は「-」と表記している

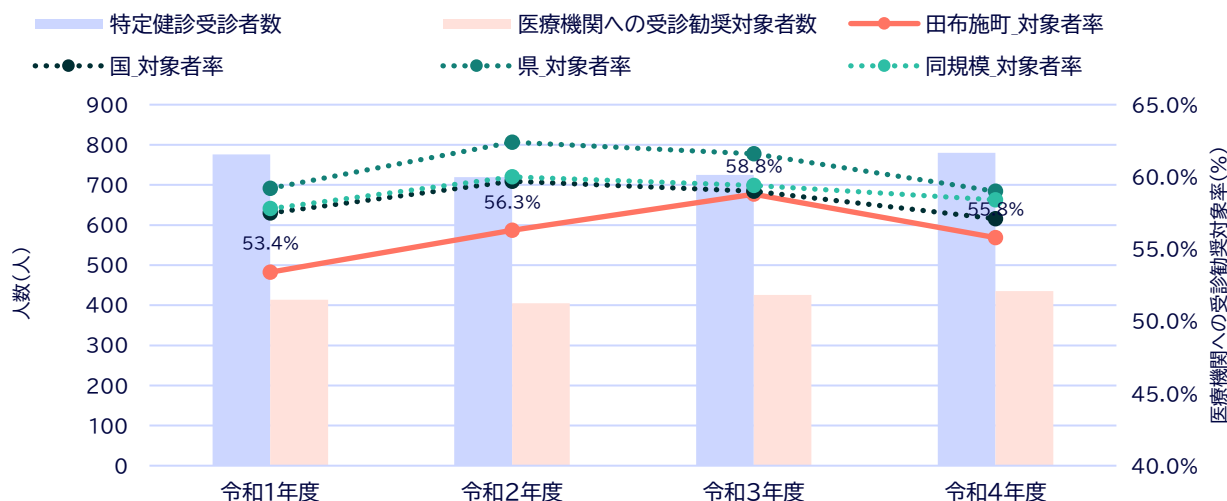
(5) 受診勧奨対象者の状況

① 特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合

ここでは、特定健診受診者において、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超えるもの（受診勧奨対象者）の割合から、田布施町の特定健診受診者において、受診勧奨対象者がどの程度存在するのかをみる。

受診勧奨対象者の割合をみると（図表 3-4-5-1）、令和 4 年度における受診勧奨対象者数は 435 人で、特定健診受診者の 55.8%を占めている。該当者割合は、国・県より低く、令和 1 年度と比較すると 2.4 ポイント増加している。なお、図表 3-4-5-1 における受診勧奨対象者は一項目でも受診勧奨判定値以上の項目があった人を指している。

図表 3-4-5-1：特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合



		令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 1 年度と令和 4 年度 の受診勧奨対象者率の差
特定健診受診者数 (人)		776	719	725	780	-
医療機関への受診勧奨対象者数 (人)		414	405	426	435	-
受診勧奨 対象者率	田布施町	53.4%	56.3%	58.8%	55.8%	2.4
	国	57.5%	59.7%	59.0%	57.1%	-0.4
	県	59.2%	62.4%	61.6%	59.0%	-0.2
	同規模	57.8%	60.0%	59.4%	58.4%	0.6

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和 1 年度から令和 4 年度 累計

参考：各健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL 以上	中性脂肪	300mg/dL 以上	AST	51U/L 以上
HbA1c	6.5%以上	HDL コレステロール	34mg/dL 以下	ALT	51U/L 以上
随時血糖	126mg/dL 以上	LDL コレステロール	140mg/dL 以上	γ-GTP	101U/L 以上
収縮期血圧	140mmHg 以上	Non-HDL コレステロール	170mg/dL 以上	eGFR	45ml/分/1.73 m ² 未満
拡張期血圧	90mmHg 以上	ヘモグロビン	男性 12.1g/dL 未満、女性 11.1g/dL 未満		

※厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に準拠

② 特定健診受診者における受診勧奨対象者の経年推移

血糖・血圧・脂質の受診勧奨対象者の経年推移を検査値ごとにもみる（図表 3-4-5-2）。

令和 4 年度において、血糖では HbA1c6.5%以上の人は 54 人で特定健診受診者の 6.9%を占めており、令和 1 年度と比較すると割合は増加している。

血圧では、I 度高血圧以上の人は 167 人で特定健診受診者の 21.4%を占めており、令和 1 年度と比較すると割合は増加している。

脂質では LDL-C140mg/dL 以上の人は 228 人で特定健診受診者の 29.2%を占めており、令和 1 年度と比較すると割合は減少している。

図表 3-4-5-2：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質）の経年推移

		令和 1 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
特定健診受診者数		776	-	719	-	725	-	780	-
血糖 (HbA1c)	6.5%以上 7.0%未満	16	2.1%	14	1.9%	24	3.3%	27	3.5%
	7.0%以上 8.0%未満	15	1.9%	14	1.9%	8	1.1%	18	2.3%
	8.0%以上	5	0.6%	5	0.7%	7	1.0%	9	1.2%
	合計	36	4.6%	33	4.6%	39	5.4%	54	6.9%

		令和 1 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
特定健診受診者数		776	-	719	-	725	-	780	-
血圧	I 度高血圧	142	18.3%	117	16.3%	147	20.3%	125	16.0%
	II 度高血圧	21	2.7%	26	3.6%	20	2.8%	33	4.2%
	III 度高血圧	3	0.4%	5	0.7%	4	0.6%	9	1.2%
	合計	166	21.4%	148	20.6%	171	23.6%	167	21.4%

		令和 1 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
特定健診受診者数		776	-	719	-	725	-	780	-
脂質 (LDL-C)	140mg/dL 以上 160mg/dL 未満	146	18.8%	126	17.5%	135	18.6%	144	18.5%
	160mg/dL 以上 180mg/dL 未満	60	7.7%	84	11.7%	67	9.2%	49	6.3%
	180mg/dL 以上	38	4.9%	39	5.4%	43	5.9%	35	4.5%
	合計	244	31.4%	249	34.6%	245	33.8%	228	29.2%

【出典】 KDB 帳票 S21_008-健診の状況 令和 1 年度から令和 4 年度 累計
KDB 帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和 1 年度から令和 4 年度 累計

参考：I 度・II 度・III 度高血圧の定義

I 度高血圧	収縮期血圧 140-159mmHg かつ/または 拡張期血圧 90-99mmHg
II 度高血圧	収縮期血圧 160-179mmHg かつ/または 拡張期血圧 100-109mmHg
III 度高血圧	収縮期血圧 180mmHg 以上 かつ/または 拡張期血圧 110mmHg 以上

【出典】 KDB システム 各帳票等の項目にかかる集計要件

③ 受診勧奨対象者における医療機関の受診状況

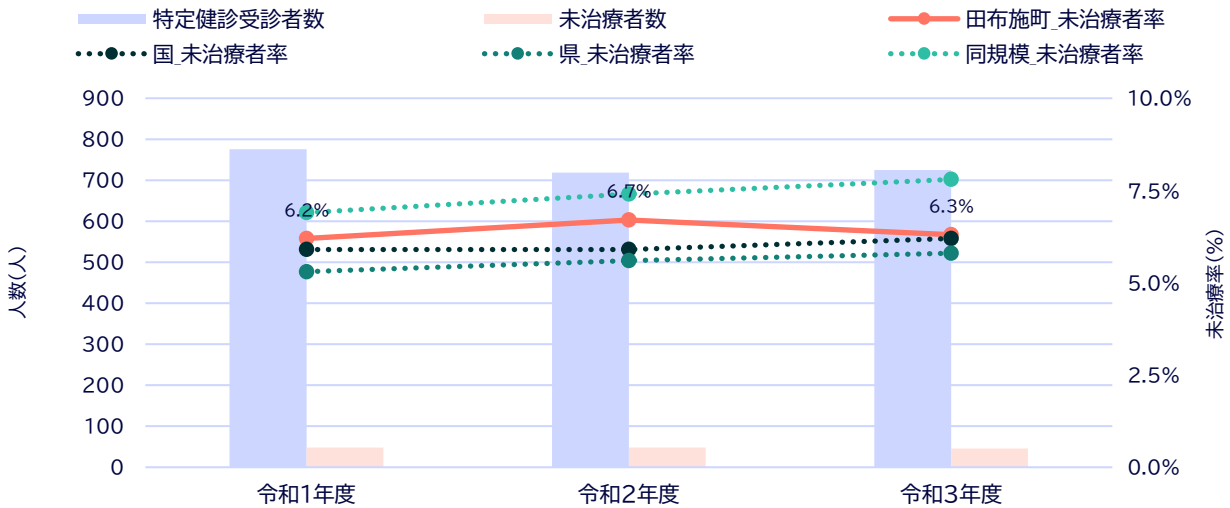
ここでは、受診勧奨対象者の医療機関受診状況について概観する。受診勧奨対象者のうち医療機関への受診が確認されない人（未治療者）の割合から、特定健診を受診し医療機関の受診が促されているにも関わらず医療機関への受診が確認されない人がどの程度存在するのかが把握できる。

受診勧奨対象者の医療機関の受診状況を見ると（図表 3-4-5-3）、令和3年度の特定健診受診者 725人のうち、医療機関の受診が確認されていない未治療者の割合は 6.3%であり、国・県より高い。

未治療者率は、令和1年度と比較して 0.1ポイント増加している。

※未治療者：特定健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ特定健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者

図表 3-4-5-3：受診勧奨対象者における未治療者率



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和1年度と令和3年度の未治療者率の差
特定健診受診者数 (人)		776	719	725	-
(参考) 医療機関への受診勧奨対象者数 (人)		414	405	426	-
未治療者数 (人)		48	48	46	-
未治療者率	田布施町	6.2%	6.7%	6.3%	0.1
	国	5.9%	5.9%	6.2%	0.3
	県	5.3%	5.6%	5.8%	0.5
	同規模	6.9%	7.4%	7.8%	0.9

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和3年度 累計

④ 受診勧奨対象者における服薬状況

次に、血糖、血圧、脂質及び腎機能の受診勧奨対象者について、検査値ごとに健診受診年度のレセプトにおける服薬状況を見る（図表 3-4-5-4）。受診勧奨対象者のうち、特に検査値が高い者は服薬による治療が必要な可能性があり、レセプトから服薬が確認されない場合、医療機関の受診を促す必要がある。

令和4年度の健診において、血糖がHbA1c6.5%以上であった54人の27.8%が、血圧がⅠ度高血圧以上であった167人の59.3%が、脂質がLDL-C140mg/dL以上であった228人の81.6%が服薬をしていない。

また、腎機能については、eGFR45ml/分/1.73m²未満であった11人の36.4%が血糖や血圧などの薬剤の服薬をしていない。

図表 3-4-5-4：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質・腎機能）の服薬状況

血糖 (HbA1c)	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合
6.5%以上 7.0%未満	27	10	37.0%
7.0%以上 8.0%未満	18	4	22.2%
8.0%以上	9	1	11.1%
合計	54	15	27.8%

血圧	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合
Ⅰ度高血圧	125	78	62.4%
Ⅱ度高血圧	33	18	54.5%
Ⅲ度高血圧	9	3	33.3%
合計	167	99	59.3%

脂質 (LDL-C)	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合
140mg/dL 以上 160mg/dL 未満	144	124	86.1%
160mg/dL 以上 180mg/dL 未満	49	40	81.6%
180mg/dL 以上	35	22	62.9%
合計	228	186	81.6%

腎機能 (eGFR)	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合	服薬なしのうち、透析なし_人数 (人)	該当者のうち、服薬なし_透析なし_割合
30ml/分/1.73m ² 以上 45ml/分/1.73m ² 未満	9	4	44.4%	4	44.4%
15ml/分/1.73m ² 以上 30ml/分/1.73m ² 未満	1	0	0.0%	0	0.0%
15ml/分/1.73m ² 未満	1	0	0.0%	0	0.0%
合計	11	4	36.4%	4	36.4%

【出典】KDB 帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和4年度 累計

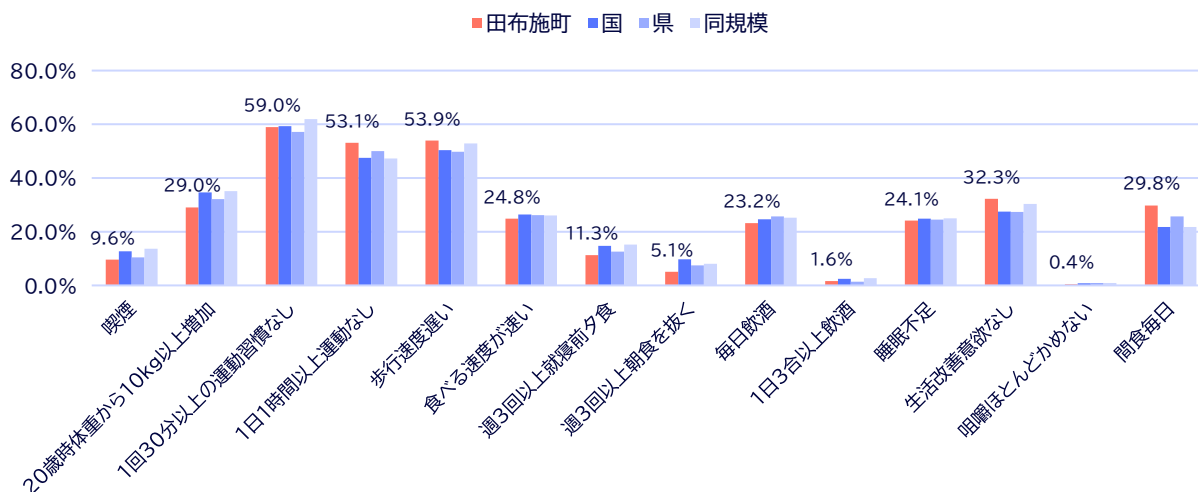
(6) 質問票の状況

① 特定健診受診者における質問票の回答状況

ここでは、特定健診での質問票の回答状況から、田布施町の特定健診受診者における喫煙や運動習慣、食事、睡眠などの生活習慣における傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者の質問票から生活習慣の状況をみると（図表 3-4-6-1）、国や県と比較して「1日1時間以上運動なし」「歩行速度遅い」「生活改善意欲なし」「間食毎日」の回答割合が高い。

図表 3-4-6-1：特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合



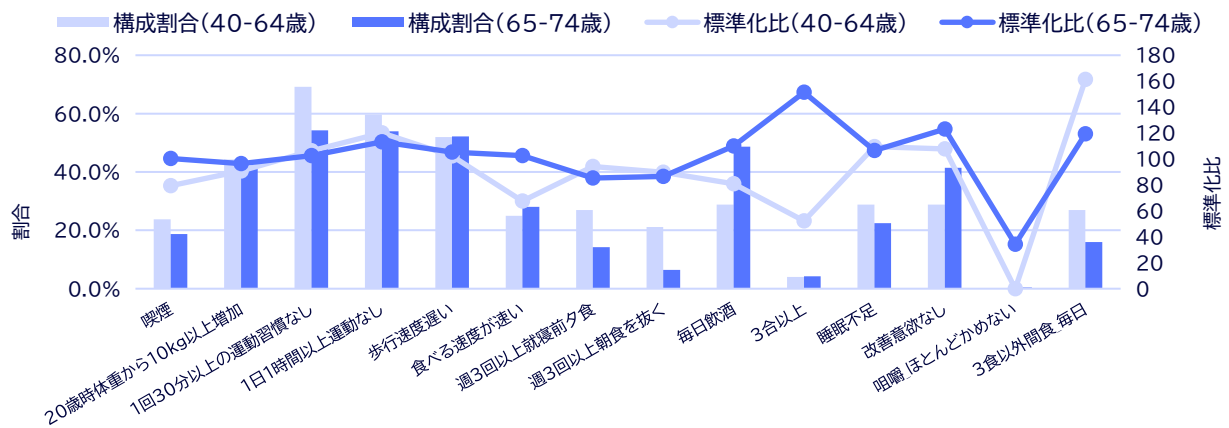
	喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が速い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼ほとんどかめない	間食毎日
田布施町	9.6%	29.0%	59.0%	53.1%	53.9%	24.8%	11.3%	5.1%	23.2%	1.6%	24.1%	32.3%	0.4%	29.8%
国	12.7%	34.6%	59.3%	47.5%	50.4%	26.4%	14.7%	9.7%	24.6%	2.5%	24.9%	27.5%	0.8%	21.7%
県	10.4%	32.1%	57.2%	50.0%	49.8%	26.2%	12.6%	7.5%	25.7%	1.4%	24.5%	27.4%	0.9%	25.7%
同規模	13.6%	35.1%	61.9%	47.3%	52.9%	26.1%	15.2%	8.1%	25.2%	2.7%	25.0%	30.3%	0.9%	21.7%

【出典】 KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度 年次

② 特定健診受診者における年代別質問票の回答状況と標準化比

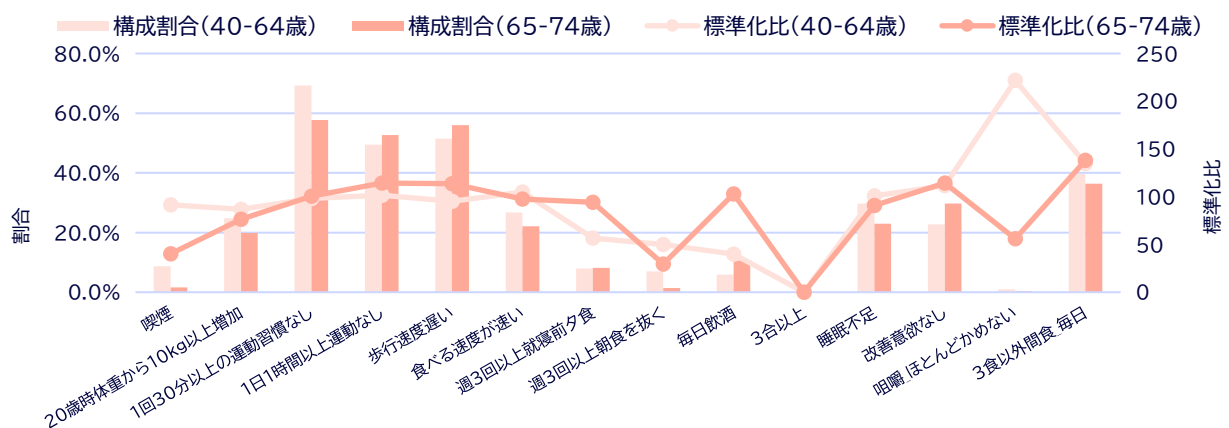
さらに、国における各設問への回答者割合を 100 とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、年代別の回答者割合を国と比較すると（図表 3-4-6-2・図表 3-4-6-3）、男性では「生活改善意欲なし」「3食以外間食_毎日」「1日1時間以上運動なし」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「3食以外間食_毎日」「生活改善意欲なし」「1日1時間以上運動なし」の標準化比がいずれの年代においても高い。

図表 3-4-6-2：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_男性



		喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が遅い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼_ほとんどかめない	間食_毎日
40-64歳	回答割合	23.7%	44.2%	69.2%	59.6%	51.9%	25.0%	26.9%	21.2%	28.8%	4.1%	28.8%	28.8%	0.0%	26.9%
	標準化比	79.5	90.9	106.2	120.2	102.3	67.5	94.1	89.9	80.8	52.3	109.4	107.9	0.0	161.3
65-74歳	回答割合	18.7%	41.4%	54.3%	53.9%	52.2%	28.0%	14.2%	6.5%	48.7%	4.2%	22.4%	41.4%	0.4%	15.9%
	標準化比	100.3	96.5	102.7	113.3	105.4	102.6	85.2	86.6	110.0	151.4	106.7	123.0	34.3	119.3

図表 3-4-6-3：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_女性



		喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が遅い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼_ほとんどかめない	間食_毎日
40-64歳	回答割合	8.7%	24.8%	69.3%	49.5%	51.5%	26.7%	7.9%	6.9%	5.9%	0.0%	29.7%	22.8%	1.0%	39.6%
	標準化比	91.4	86.9	98.1	101.7	95.1	104.9	56.8	49.9	39.9	0.0	101.0	111.8	221.9	134.9
65-74歳	回答割合	1.6%	19.9%	57.7%	52.7%	56.0%	22.1%	8.1%	1.4%	10.6%	0.0%	23.0%	29.7%	0.3%	36.4%
	標準化比	40.2	76.3	100.6	114.2	113.6	97.6	94.3	29.6	102.9	0.0	90.9	114.4	55.9	138.0

【出典】 KDB 帳票 S21_007-質問票調査の状況 令和4年度 累計

5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況

本項では、後期高齢者医療制度や介護保険との一体的実施との接続を踏まえ、介護及び高齢者に係るデータを分析する。

(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成

保険種別の被保険者構成をみると（図表 3-5-1-1）、国民健康保険（以下、「国保」という）の加入者数は 3,046 人、国保加入率は 20.9%で、国・県より高い。後期高齢者医療制度（以下、「後期高齢者」という。）の加入者数は 3,067 人、後期高齢者加入率は 21.1%で、国・県より高い。

図表 3-5-1-1：保険種別の被保険者構成

	国保			後期高齢者		
	田布施町	国	県	田布施町	国	県
総人口	14,550	-	-	14,550	-	-
保険加入者数（人）	3,046	-	-	3,067	-	-
保険加入率	20.9%	19.7%	19.4%	21.1%	15.4%	19.3%

【出典】住民基本台帳 令和4年度
KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

生活習慣病における重篤な疾患である「心臓病」「脳血管疾患」やフレイル予防という観点で「筋・骨格関連疾患」に焦点をあて、概観する。

年代別の要介護（要支援）認定者における有病状況（図表 3-5-2-1）をみると、前期高齢者である 65-74 歳の有病割合の国との差は、「心臓病」（5.0 ポイント）、「脳血管疾患」（-0.9 ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（-1.1 ポイント）である。75 歳以上の認定者の有病割合の国との差は、「心臓病」（-3.7 ポイント）、「脳血管疾患」（-6.0 ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（-8.9 ポイント）である。

図表 3-5-2-1：年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

疾病名	65-74 歳			75 歳以上		
	田布施町	国	国との差	田布施町	国	国との差
糖尿病	24.6%	21.6%	3.0	21.4%	24.9%	-3.5
高血圧症	40.7%	35.3%	5.4	53.1%	56.3%	-3.2
脂質異常症	22.2%	24.2%	-2.0	33.2%	34.1%	-0.9
心臓病	45.1%	40.1%	5.0	59.9%	63.6%	-3.7
脳血管疾患	18.8%	19.7%	-0.9	17.1%	23.1%	-6.0
筋・骨格関連疾患	34.8%	35.9%	-1.1	47.5%	56.4%	-8.9
精神疾患	28.1%	25.5%	2.6	36.6%	38.7%	-2.1

【出典】KDB 帳票 S25_006-医療・介護の突合（有病状況） 令和4年度 年次

(3) 保険種別の医療費の状況

① 保険種別の一人当たり医療費と入院医療費の割合

国保及び後期高齢者の一人当たり月額医療費をみると（図表 3-5-3-1）、国保の入院医療費は、国と比べて 4,670 円多く、外来医療費は 400 円多い。後期高齢者の入院医療費は、国と比べて 1,940 円多く、外来医療費は 4,000 円少ない。

また、医療費に占める入院医療費の割合は、国保では 7.7 ポイント高く、後期高齢者では 4.4 ポイント高い。

図表 3-5-3-1：保険種別の一人当たり月額医療費及び入院医療費の状況

	国保			後期高齢者		
	田布施町	国	国との差	田布施町	国	国との差
入院_一人当たり医療費（円）	16,320	11,650	4,670	38,760	36,820	1,940
外来_一人当たり医療費（円）	17,800	17,400	400	30,340	34,340	-4,000
総医療費に占める入院医療費の割合	47.8%	40.1%	7.7	56.1%	51.7%	4.4

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和 4 年度 累計（国保・後期）

② 保険種別の医療費の疾病別構成

保険種別に医療費の疾病別構成割合をみると（図表 3-5-3-2）、国保では「がん」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の 16.2%を占めており、国と比べて 0.6 ポイント低い。後期高齢者では「がん」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の 15.8%を占めており、国と比べて 4.6 ポイント高い。

重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳梗塞」「狭心症」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。

図表 3-5-3-2：保険種別医療費の状況

疾病名	国保			後期高齢者		
	田布施町	国	国との差	田布施町	国	国との差
糖尿病	5.3%	5.4%	-0.1	3.7%	4.1%	-0.4
高血圧症	2.7%	3.1%	-0.4	3.0%	3.0%	0.0
脂質異常症	1.3%	2.1%	-0.8	1.1%	1.4%	-0.3
高尿酸血症	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
脂肪肝	0.1%	0.1%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
動脈硬化症	0.0%	0.1%	-0.1	0.0%	0.2%	-0.2
がん	16.2%	16.8%	-0.6	15.8%	11.2%	4.6
脳出血	0.7%	0.7%	0.0	0.5%	0.7%	-0.2
脳梗塞	1.2%	1.4%	-0.2	3.2%	3.2%	0.0
狭心症	0.7%	1.1%	-0.4	0.8%	1.3%	-0.5
心筋梗塞	0.4%	0.3%	0.1	0.0%	0.3%	-0.3
慢性腎臓病（透析あり）	3.2%	4.4%	-1.2	2.3%	4.6%	-2.3
慢性腎臓病（透析なし）	0.1%	0.3%	-0.2	0.4%	0.5%	-0.1
精神疾患	14.3%	7.9%	6.4	4.2%	3.6%	0.6
筋・骨格関連疾患	7.6%	8.7%	-1.1	10.4%	12.4%	-2.0

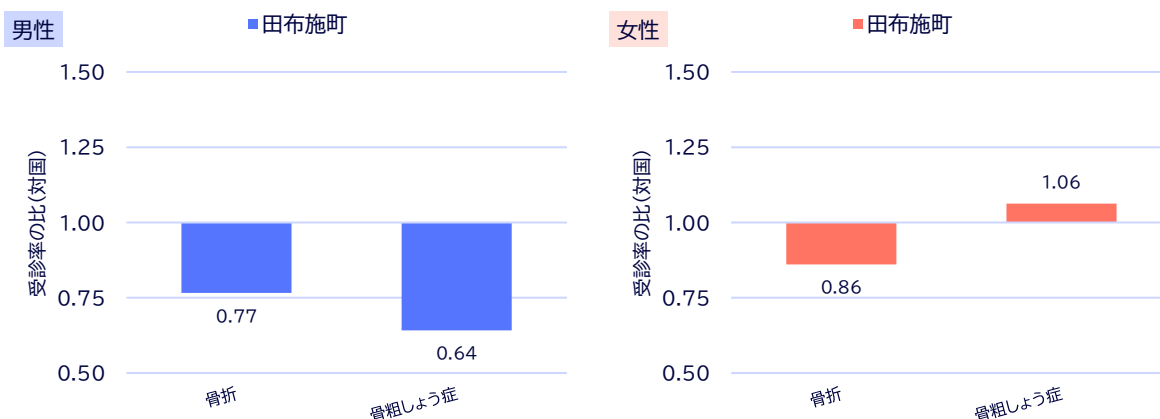
【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和 4 年度 累計（国保・後期）

※ここでは、総医療費に占める各疾病の医療費の割合を集計している

(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率

前期高齢者における「骨折」及び「骨粗しょう症」の受診率（図表 3-5-4-1）をみると、国と比べて、男性では「骨折」と「骨粗しょう症」の受診率は低い。また、女性では「骨折」の受診率は低く、「骨粗しょう症」の受診率は高い。

図表 3-5-4-1：前期高齢者の骨折及び骨粗しょう症の受診率比較



【出典】KDB 帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類）令和4年度 累計

※表内の「骨折」は入院及び外来、「骨粗しょう症」は外来を集計している

(5) 後期高齢者の健診受診状況

健診受診の状況（図表 3-5-5-1）をみると、後期高齢者の健診受診率は 33.1%で、国と比べて 8.3 ポイント高い。続いて、健診受診者に占める受診勧奨対象者の割合をみると、後期高齢者の受診勧奨対象者率は 53.8%で、国と比べて 7.1 ポイント低い。また、検査項目ごとの健診受診者に占める有所見者の割合を国と比べると、後期高齢者では「脂質」「血压・脂質」「血糖・血压・脂質」の該当割合が高い。

図表 3-5-5-1：後期高齢者の健診状況

	後期高齢者			
	田布施町	国	国との差	
健診受診率	33.1%	24.8%	8.3	
受診勧奨対象者率	53.8%	60.9%	-7.1	
有所見者の状況	血糖	3.5%	5.7%	-2.2
	血压	16.4%	24.3%	-7.9
	脂質	17.2%	10.8%	6.4
	血糖・血压	1.0%	3.1%	-2.1
	血糖・脂質	1.3%	1.3%	0.0
	血压・脂質	7.6%	6.9%	0.7
	血糖・血压・脂質	1.0%	0.8%	0.2

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

参考：健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL 以上	収縮期血压	140mmHg 以上	中性脂肪	300mg/dL 以上	LDL コレステロール	140mg/dL 以上
HbA1c	6.5%以上	拡張期血压	90mmHg 以上	HDL コレステロール	34mg/dL 以下		

【出典】KDB システム 各帳票等の項目にかかる集計要件

(6) 後期高齢者における質問票の回答状況

後期高齢者における質問票の回答状況をみると（図表 3-5-6-1）、国と比べて、「ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」「今日が何月何日かわからない日がある」の回答割合が高い。

図表 3-5-6-1：後期高齢者における質問票の回答状況

カテゴリー	項目・回答	回答割合		
		田布施町	国	国との差
健康状態	健康状態が「よくない」	0.6%	1.1%	-0.5
心の健康	毎日の生活に「不満」	1.1%	1.1%	0.0
食習慣	1日3食「食べていない」	2.2%	5.4%	-3.2
口腔・嚥下	半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」	25.8%	27.7%	-1.9
	お茶や汁物等で「むせることがある」	14.8%	20.9%	-6.1
体重変化	6か月間で2～3kg以上の体重減少が「あった」	8.7%	11.7%	-3.0
運動・転倒	以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」	48.7%	59.1%	-10.4
	この1年間に「転倒したことがある」	17.9%	18.1%	-0.2
	ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」	37.5%	37.1%	0.4
認知	周囲の人から「物忘れがあるとされたことがある」	15.7%	16.2%	-0.5
	今日が何月何日かわからない日がある	28.3%	24.8%	3.5
喫煙	たばこを「吸っている」	4.8%	4.8%	0.0
社会参加	週に1回以上外出して「いない」	5.9%	9.4%	-3.5
	ふだんから家族や友人との付き合いが「ない」	3.9%	5.6%	-1.7
ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人が「いない」	3.9%	4.9%	-1.0

【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

6 その他の状況

(1) 重複服薬の状況

重複服薬の状況をみると（図表 3-6-1-1）、重複処方該当者数は 12 人である。

※重複処方該当者：重複処方を受けた人のうち、3 医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が 1 以上、または 2 医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が 2 以上に該当する者

図表 3-6-1-1：重複服薬の状況（薬効分類単位で集計）

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）		複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数（同一月内）									
		1 以上	2 以上	3 以上	4 以上	5 以上	6 以上	7 以上	8 以上	9 以上	10 以上
重複処方を 受けた人	2 医療機関以上	84	9	5	2	1	1	0	0	0	0
	3 医療機関以上	3	2	2	1	0	0	0	0	0	
	4 医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5 医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【出典】KDB 帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和 5 年 3 月診療分

(2) 多剤服薬の状況

多剤服薬の状況をみると（図表 3-6-2-1）、多剤処方該当者数は 4 人である。

※多剤処方該当者：同一薬効に関する処方日数が 1 日以上かつ処方薬効数（同一月内）が 15 以上に該当する者

図表 3-6-2-1：多剤服薬の状況（薬効分類単位で集計）

		処方薬効数（同一月内）											
		1 以上	2 以上	3 以上	4 以上	5 以上	6 以上	7 以上	8 以上	9 以上	10 以上	15 以上	20 以上
処方 日数	1 日以上	1,657	1,326	1,030	726	498	338	223	154	94	60	4	1
	15 日以上	1,385	1,204	959	695	490	333	220	152	93	59	4	1
	30 日以上	1,185	1,036	829	607	436	302	206	143	90	57	4	1
	60 日以上	602	541	454	351	277	205	150	104	66	45	2	0
	90 日以上	217	203	169	138	113	88	68	51	35	22	1	0
	120 日以上	96	91	76	64	52	42	31	22	13	6	0	0
	150 日以上	50	48	41	33	29	23	21	15	8	3	0	0
	180 日以上	23	22	18	15	14	12	11	7	3	2	0	0

【出典】KDB 帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和 5 年 3 月診療分

(3) 後発医薬品の使用状況

令和4年9月時点の後発医薬品の使用割合は83.6%で、県の81.5%と比較して2.1ポイント高い（図表3-6-3-1）。

図表3-6-3-1：後発医薬品の使用状況

	令和1年9月	令和2年3月	令和2年9月	令和3年3月	令和3年9月	令和4年3月	令和4年9月
田布施町	78.0%	82.2%	82.9%	83.6%	83.8%	83.5%	83.6%
県	76.8%	79.3%	80.5%	81.2%	81.1%	81.1%	81.5%

【出典】厚生労働省 保険者別の後発医薬品の使用割合

(4) 5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率

国保被保険者におけるがん検診の受診状況をみると（図表3-6-4-1）、下表の5つのがんの検診平均受診率は16.2%で、国・県より高い。

図表3-6-4-1：国保被保険者におけるがん検診の受診状況

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	5がん平均
田布施町	7.7%	14.9%	17.3%	18.8%	22.3%	16.2%
国	12.1%	15.2%	16.0%	16.2%	18.2%	15.5%
県	8.2%	10.1%	10.1%	13.2%	14.3%	11.2%

【出典】厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告 令和3年度

7 健康課題の整理

(1) 健康課題の全体像の整理

死亡・要介護状態	
平均余命 平均自立期間	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の平均余命は81.5年で、国より短い、県より長い。国と比較すると、-0.2年である。女性の平均余命は85.7年で、国・県より短い。国と比較すると、-2.1年である。(図表 2-1-2-1) ・男性の平均自立期間は80.3年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.2年である。女性の平均自立期間は83.3年で、国・県より短い。国と比較すると、-1.1年である。(図表 2-1-2-1)
死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業により予防可能な重篤な疾患について、令和3年の死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第7位(4.0%)、「脳血管疾患」は第1位(9.0%)、「腎不全」は第14位(1.8%)と、いずれも死因の上位に位置している。(図表 3-1-1-1) ・平成25年から平成29年までの重篤な疾患の標準化死亡比は、急性心筋梗塞66.8(男性)66.0(女性)、脳血管疾患104.7(男性)100.6(女性)、腎不全109.9(男性)114.3(女性)。(図表 3-1-2-1・図表 3-1-2-2)
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・平均余命と平均自立期間の差は、男性は1.2年、女性は2.4年となっている。(図表 2-1-2-1) ・介護認定者における有病割合をみると「心臓病」は57.7%、「脳血管疾患」は17.4%であり、これらの重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合は「糖尿病」(21.4%)、「高血圧症」(51.3%)、「脂質異常症」(31.6%)である。(図表 3-2-3-1)

生活習慣病重症化

医療費	入院	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業により予防可能な疾患について入院医療費の上位をみると、「脳梗塞」が14位(1.9%)となっている。これらの疾患の受診率をみると、「脳梗塞」が国の1.2倍となっている。(図表 3-3-2-1・図表 3-3-2-2) ・重篤な疾患の患者は、基礎疾患(「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」)を有している人が多い。(図表 3-3-5-1) ・重篤な疾患の受診率をみると「虚血性心疾患」の入院受診率は国の1.07倍、「脳血管疾患」の入院受診率は国の1.51倍である。(図表 3-3-4-1)
	外来(透析)	<ul style="list-style-type: none"> ・「腎不全」の外来医療費は、外来医療費全体の10.5%を占めている。(図表 3-3-3-1) ・生活習慣病における重篤な疾患のうち「慢性腎臓病(透析あり)」の受診率は、国より低い。(図表 3-3-4-1) ・「慢性腎臓病(透析あり)」患者のうち、「糖尿病」を有している人は43.8%、「高血圧症」は100.0%、「脂質異常症」は68.8%となっている。(図表 3-3-5-1)



◀重症化予防

生活習慣病		
医療費	外来	<ul style="list-style-type: none"> ・「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」及び「慢性腎臓病(透析なし)」の外来受診率は、「慢性腎臓病(透析なし)」が国より低い。(図表 3-3-4-1) ・令和4年度3月時点の被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は、「糖尿病」が403人(13.2%)、「高血圧症」が782人(25.7%)、「脂質異常症」が664人(21.8%)である。(図表 3-3-5-2)
特定健診	受診勧奨対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨対象者数は435人で、特定健診受診者の55.8%となっており、2.4ポイント増加している。(図表 3-4-5-1) ・受診勧奨対象者のうち服薬が確認されていない人の割合は、血糖ではHbA1cが6.5%以上であった54人の27.8%、血圧ではI度高血圧以上であった167人の59.3%、脂質ではLDL-Cが140mg/dL以上であった228人の81.6%、腎機能ではeGFRが45ml/分/1.73㎡未満であった11人の36.4%である。(図表 3-4-5-4)



◀生活習慣病発症予防・保健指導

生活習慣病予備群・メタボリックシンドローム		
特定健診	メタボ該当者 メタボ予備群 該当者 特定健診 有所見者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度のメタボ該当者は133人(17.1%)で減少しており、メタボ予備群該当者は99人(12.7%)で増加している。(図表 3-4-3-2) ・令和4年度の特定保健指導実施率は速報値で12.9%であり、県より低い。令和3年度までの実施率でみると国・県より低い。(図表 3-4-4-1) ・有所見該当者の割合について、国を100とした標準化比は、男性では「中性脂肪」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。女性では「LDL-C」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。(図表 3-4-2-2・図表 3-4-2-3)



◀早期発見・特定健診

不健康な生活習慣		
健康に関する意識		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の特定健診受診率は速報値で33.9%であり、県より高い。令和3年度の特定健診受診率は29.7%であり、国・県より低い。(図表 3-4-1-1) ・令和4年度の特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は525人で、特定健診対象者の22.7%となっている。(図表 3-4-1-3)
特定健診	生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診者の質問票の回答割合について、国を100とした標準化比は、男性では「生活改善意欲なし」「3食以外間食_毎日」「1日1時間以上運動なし」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「3食以外間食_毎日」「生活改善意欲なし」「1日1時間以上運動なし」の標準化比がいずれの年代においても高い。(図表 3-4-6-2)

地域特性・背景	
田布施町の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率は37.1%で、国や県と比較すると、高い。(図表 2-1-1-1) ・国保加入者数は3,046人で、65歳以上の被保険者の割合は56.8%となっている。(図表 2-1-5-1)
健康維持増進のための社会環境・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・一人当たり医療費は増加している。(図表 3-3-1-1) ・重複処方該当者数は12人であり、多剤処方該当者数は4人である。(図表 3-6-1-1・図表 3-6-2-1) ・後発医薬品の使用割合は83.6%であり、県と比較して2.1ポイント高い。(図表 3-6-3-1)

(2) わがまちの生活習慣病に関する健康課題

考察	健康課題	評価指標
<p>◀重症化予防 保健事業により予防可能な重篤疾患を見ると、脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全は死因の上位に位置している。また、田布施町ではこれらの疾患の内、脳血管疾患のSMRは国と同程度であり、虚血性心疾患のSMRは低く、腎不全のSMRはやや高い傾向にある。脳血管疾患の入院受診率は国の1.51倍であることから、SMRは国と同程度であるものの発生頻度が高いことが伺える。また、虚血性心疾患の入院受診率は国の1.07倍と同水準であることから、SMRは低いものの国と同程度発生している可能性が考えられる。慢性腎臓病の外来受診率は透析あり・なしともに、国よりも低い傾向にあることから、適切な治療につながらずに腎不全で死亡しているものが一定数存在することが考えられる。</p> <p>また、重篤疾患の原因となる動脈硬化を促進する糖尿病・高血圧・脂質異常症の外来受診率はいずれの疾患も国と比べて高い傾向にあるものの、特定健診受診者においては、血糖・血圧・脂質に関して受診勧奨判定値を上回っているものの該当疾患に関する服薬が出ていないものが血糖では約3割弱、血圧では約6割、血中脂質では約8割存在しており、腎機能についてもeGFRが受診勧奨判定値に該当しているものの血糖や血圧の薬が出ていないものが約4割弱存在している。</p> <p>これらの事実から、外来受診が適切になされた結果、重症化が防げているものが一定数存在する一方で、依然として外来治療につながっていない人がいるため、より多くの基礎疾患の有病者を適切に治療につなげることで、虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全といった重篤な疾患の発症を更に抑制できる可能性が考えられる。</p>	<p>#1 重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切に医療機関の受診を促進することが必要。</p>	<p>【長期指標】 虚血性心疾患の入院受診率 脳血管疾患の入院受診率 慢性腎臓病（透析あり）の外来受診率</p> <p>【中期指標】 特定健診受診者の内、 HbA1c 8.0%以上の人の割合 HbA1c が 6.5%以上の人の割合 血圧がⅠ度高血圧以上の人の割合 LDL-C が 140mg/dl 以上の人の割合 eGFR が 45 ml/分/1.73m2 未満の人の割合</p> <p>【短期指標】 特定健診受診者の内、 HbA1c が 6.5%以上で服薬なしの人の割合 血圧がⅠ度高血圧以上で服薬なしの人の割合 LDL-C が 140mg/dl 以上で服薬なしの人の割合 eGFR が 45 ml/分/1.73m2 未満の人の割合 血糖・血圧などの服薬なしの人の割合</p>
<p>◀生活習慣病発症予防・保健指導 特定健診受診者の内、受診勧奨判定値を超えた人の割合、メタボ予備群該当者の割合はやや増加傾向で推移している。</p> <p>特定保健指導実施率は国と比較して低く、かつ令和2年度以降減少していることから、メタボ該当者・予備群該当者に対して十分な保健指導が実施できていない可能性が考えられる。</p> <p>これらの事実・考察から、特定保健指導実施率の向上に力を入れることにより、多くのメタボ該当者・予備群該当者に保健指導を実施することができれば、メタボ該当者・予備群該当者を減少させ、糖尿病・高血圧・脂質異常症の発症予防につながる可能性が考えられる。</p>	<p>#2 メタボ該当者・予備群該当者の悪化を防ぎ、減少させることを目的に、特定保健指導実施率の維持・向上が必要。</p>	<p>【中期指標】 特定健診受診者の内、メタボ該当者の割合 メタボ予備群該当者の割合</p> <p>【短期指標】 特定保健指導実施率</p>
<p>◀早期発見・特定健診 特定健診受診率は国より低く、特定健診対象者の内、約2割が健診未受診かつ生活習慣病の治療を受けていない健康状態が不明の状態にあることから、本来医療機関受診勧奨や特定保健指導による介入が必要な人が特定健診で捉えられていない可能性が考えられる。</p>	<p>#3 適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診受診率の向上が必要。</p>	<p>【短期指標】 特定健診受診率</p>
<p>◀健康づくり 特定健診受診者における質問票の回答割合を見ると、男女ともに運動習慣・食生活の改善が必要と思われる人の割合が多い。このような生活習慣が継続した結果、高血糖や高血圧、脂質異常の状態となり、脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全の発症に至る者が多い可能性が考えられる。</p>	<p>#4 生活習慣病の発症・進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における生活習慣の改善が必要。</p>	<p>※生活習慣病発症予防・保健指導に記載の指標と共通</p>

(3) 一体的実施及び社会環境・体制整備に関する課題

考察	健康課題	評価指標
<p>◀介護予防・一体的実施 介護認定者における有病割合を見ると、高血圧症・脂質異常症といった基礎疾患、心臓病といった重篤な疾患は前期高齢者に比べ後期高齢者の方が多く、また、医療費の観点では、脳梗塞・狭心症の医療費の総医療費に占める割合が国保被保険者よりも後期高齢者の方が高い。これらの事実から、国保被保険者への生活習慣病の重症化予防が、後期高齢者における重篤疾患発症の予防につながる可能性が考えられる。</p>	<p>#5 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。</p>	<p>※重症化予防に記載の指標と共通</p>
<p>◀社会環境・体制整備 重複服薬者が12人、多剤服薬者が4人存在することから、医療費適正化・健康増進の観点で服薬を適正化すべき人が一定数存在する可能性がある。また、後発医薬品の使用割合は83.6%で、県よりも高いが、後発医薬品の使用を更に促進していくことで医療費の適正化が更に進む可能性が考えられる。</p>	<p>#6 重複・多剤服薬者に対する服薬の適正化と、後発医薬品の利用促進が必要。</p>	<p>【短期指標】 重複服薬者の人数 多剤服薬者の人数 後発医薬品の使用割合（数量ベース）</p>

第4章 データヘルス計画の目的・目標

第 3 期データヘルス計画の目的、並びにそれを達成するための短期目標及び中長期目標を整理した。

6 年後に目指したい姿～健康課題を解決することで達成したい姿～
平均自立期間の延伸（開始時：男性 80.3 歳・女性 83.3 歳）

長期指標	開始時	目標値	目標値基準
虚血性心疾患の入院受診率	5.0	4.7	国・令和 4 年度
脳血管疾患の入院受診率	15.4	10.2	国・令和 4 年度
慢性腎臓病（透析あり）の外來受診率	24.5	減少	-
中期指標	開始時	目標値	比較対象
特定健診受診者のうち、HbA1c 8.0%以上の人の割合	1.2%	維持	-
特定健診受診者のうち、HbA1c 6.5%以上の人の割合	6.9%	減少	-
特定健診受診者のうち、血圧が I 度高血圧以上の人の割合	21.4%	減少	-
特定健診受診者のうち、LDL-C が 140mg/dl 以上の人の割合	29.2%	減少	-
特定健診受診者のうち、eGFR が 45ml/分/1.73m ² 未満の人の割合	1.4%	減少	-
特定健診受診者のうち、メタボ該当者の割合	17.1%	減少	
特定健診受診者のうち、メタボ予備群該当者の割合	12.7%	11.1%	国・令和 4 年度
短期指標	開始時	目標値	比較対象
特定健診受診者のうち、HbA1c が 6.5%以上で服薬なしの人の割合	27.8%	減少	-
特定健診受診者のうち、血圧が I 度高血圧以上で服薬なしの人の割合	59.3%	減少	-
特定健診受診者のうち、LDL-C が 140mg/dl 以上で服薬なしの人の割合	81.6%	減少	-
特定健診受診者のうち、eGFR が 45ml/分/1.73m ² 未満の人で血糖・血圧などの服薬なしの人の割合	36.4%	減少	
特定保健指導実施率	12.9%	60.0%	国の目標値
特定健診受診率	33.9%	60.0%	国の目標値
重複服薬者の人数	12 人	減少	-
多剤服薬者の人数	4 人	減少	-
後発医薬品の使用率（数量ベース）	83.6%	向上	-

第5章 保健事業の内容

1 保健事業の整理

第2期に実施した保健事業の振り返りを行った上で、第3期データヘルス計画における目的・目標を達成するための保健事業を整理した。

(1) 重症化予防

第3期計画における重症化予防に関連する健康課題
#1 重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切に医療機関の受診を促進することが必要 #5 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要
第3期計画における重症化予防に関連するデータヘルス計画の目標
特定健診受診者のうち、HbA1cが6.5%以上で服薬なしの人の割合の減少 特定健診受診者のうち、血圧がI度高血圧以上で服薬なしの人の割合の減少 特定健診受診者のうち、LDL-Cが140mg/dl以上で服薬なしの人の割合の減少 eGFRが45ml/分/1.73m ² 未満の人で血糖・血圧などの服薬なしの人の割合



第3期計画における重症化予防に関連する保健事業			
保健事業の方向性			
第2期計画期間では新型コロナウイルス感染症による影響や関係機関との調整に苦慮したことで、実施できない項目もあった。第3期計画においては新規人工透析患者の抑制を目標としつつも、虚血性心疾患・脳血管疾患の発生の抑制も目標とし、血糖・腎機能に加え、血圧・血中脂質に関しても適切な医療機関受診を促進していく。			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
#1	継続	糖尿病性腎症・慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業	対象者： 特定健診結果により高血糖かつ腎機能もしくは腎機能の低下が強く疑われる者 方法： ①医療機関への受診勧奨（電話、訪問等） ②医療機関との連携による受診勧奨後の経過観察及び多職種による介入
#1	継続	生活習慣病重症化予防事業	対象者： 特定健診結果における血糖・血圧・血中脂質・腎機能の検査値が受診勧奨判定超の者 方法： ①通知による医療機関受診勧奨 ②対象者の重症度合いに応じてメッセージや介入手法を変更

① 糖尿病性腎症・慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業

実施計画	
事業の目的	適切な医療機関受診勧奨や保健指導を実施することにより、糖尿病性腎症や慢性腎臓病（CKD）の重症化を予防し、腎不全や人工透析への移行を防止する。
事業の内容	各種レセプトデータ、特定健診データ等を分析し、分析結果をもとに介入対象者を決定し、対象者の状況・重症度に応じて医療機関への受診勧奨や保健指導を通知・電話・訪問により実施する。
対象者	糖尿病及び慢性腎臓病の未治療者及び治療中断者
評価指標・目標値	
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上実施
事業アウトプット	受診勧奨実施率：100%
事業アウトカム	医療機関受診率：30%
評価時期	毎年度末

② 生活習慣病重症化予防事業

実施計画	
事業の目的	適切な医療機関受診勧奨や保健指導を実施することにより、生活習慣病の重症化を予防し、脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全といった重篤な疾患の発生を抑制する。
事業の内容	各種レセプトデータ、特定健診データ等を分析し、分析結果をもとに介入対象者を決定し、対象者の状況・重症度に応じて医療機関への受診勧奨や保健指導を通知・電話・訪問により実施する。
対象者	糖尿病・高血圧・脂質異常症・慢性腎臓病の未治療者及び治療中断者
評価指標・目標値	
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上実施
事業アウトプット	受診勧奨実施率：100%
事業アウトカム	医療機関受診率：30%
評価時期	毎年度末

(2) 生活習慣病発症予防・保健指導

第3期計画における生活習慣病発症予防・保健指導に関連する健康課題	
#2	メタボ該当者・予備群該当者の悪化を防ぎ、減少させることを目的に、特定保健指導実施率の維持・向上が必要
#4	生活習慣病の発症・進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における生活習慣の改善が必要
第3期計画における生活習慣病発症予防・保健指導に関連するデータヘルス計画の目標	
特定健診受診者のうち、メタボ該当者の割合の減少	
特定健診受診者のうち、メタボ予備群該当者の割合の減少	
特定保健指導実施率の向上（現状：12.9% 目標値：60.0%）	



第3期計画における生活習慣病発症予防・保健指導に関連する保健事業			
保健事業の方向性			
第2期計画期間で実施していた事業では新型コロナウイルス感染症による面会制限の影響を受け、保健指導実施率が低下。第3期計画においては担当者のスキルアップをしながら引き続き適切な特定保健指導を実施し、メタボ該当者・予備群該当者の減少を目指す。また、実施率向上を達成するために、通知等による利用勧奨の対象者拡大を検討する。			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
#2	継続	特定保健指導	対象者： 特定保健指導対象者 方法： ①職員（専門職）による面接や電話等での適切な保健指導 ②職員（専門職）のスキルアップ研修 ※事業内容の詳細は第10章に記載
#2	継続	特定保健指導 実施率向上事業	対象者： 特定保健指導対象者 方法： ①通知による利用勧奨（全対象者） ②電話による利用勧奨（積極的支援対象者のみ）

① 特定保健指導実施率向上事業

実施計画							
事業の目的	特定健康診査の受診結果により、生活習慣の改善が必要となった者を対象に生活習慣の改善を図る。						
事業の内容	特定健診データ等を分析し、分析結果をもとに介入対象者を決定し、対象者に保健指導を通知・電話・訪問により実施する。						
対象者	メタボ該当者・予備群該当者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上実施						
事業アウトプット	保健指導通知率：100%						
事業アウトカム	特定保健指導実施率：						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	12.9%	25.0%	30.0%	35.0%	40.0%	50.0%	60.0%
評価時期	毎年度末						

(3) 早期発見・特定健診

第3期計画における早期発見・特定健診に関連する健康課題	
#3 適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診受診率の向上が必要	
第3期計画における早期発見・特定健診に関連するデータヘルス計画の目標	
特定健診受診率の向上（現状：33.9% 目標値：60.0%）	



第3期計画における早期発見・特定健診に関連する保健事業			
保健事業の方向性			
第2期計画期間で開始した対象者の特性に応じてメッセージを変えた通知勧奨・再勧奨により、第2期計画期間開始時から受診率が8ポイント向上したものの、目標値には至っていないことから、第2期で実施していた事業を継続しつつ、追加施策を検討していく。			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
#3	継続 (一部追加)	特定健診 受診率向上事業	対象者： 特定健診未受診者 方法： ①通知による勧奨・再勧奨 ②広報・HP等による受診勧奨

① 特定健診受診率向上事業

実施計画							
事業の目的	適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐために特定健診の受診率を向上させる。						
事業の内容	受診履歴や問診票の回答結果等のデータを分析し、分析結果に基づいて対象者ごとに個別の効果的なメッセージを作成し、同一年度内に未受診者に対して複数回の受診勧奨を実施する。						
対象者	特定健診未受診者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上実施						
事業アウトプット	受診勧奨実施率：100%						
事業アウトカム	特定健診受診率：						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	33.9%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
評価時期	毎年度末						

(4) その他保健事業

第3期計画における関連する健康課題	
#6 重複・多剤服薬者に対する服薬の適正化と、後発医薬品の利用促進が必要	
第3期計画における関連するデータヘルス計画の目標	
重複服薬者・多剤服薬者の減少 後発医薬品の使用率の向上	



第3期計画における関連する保健事業			
保健事業の方向性			
服薬適正化事業は重複服薬者だけでなく多剤服薬者まで対象者を拡大する。 後発医薬品の利用促進事業は第2期で目標を達成していることから第3期でも継続する。			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
#6	継続 (一部追加)	服薬適正化指導事業	対象者： 重複服薬・多剤服薬が継続的に確認される被保険者 方法： ①通知によるお薬相談の促進 ②通知送付後に専門職が訪問し服薬状況の指導
#6	継続	後発医薬品 利用促進事業	対象者： ジェネリック医薬品の利用が少ない被保険者 方法： ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費の減少金額を記載した通知 (差額通知)の送付

① 服薬適正化指導事業

実施計画	
事業の目的	重複・多剤服薬者の健康保持及び疾病の早期回復を目指すとともに、医療費の適正化を図る。
事業の内容	病状及び医療機関の受診状況や服薬状況を聞き取り、重複・多剤服薬による弊害、薬の副作用等についての説明を行う。
対象者	重複服薬：重複処方を受けた人のうち、3医療機関以上かつ複数の医療機関からの重複処方が発生した薬効分類が1以上、または2医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効分類数が2以上に該当する者 多剤服薬：同一薬剤に関する処方日数が1日以上かつ処方薬剤数（同一月内）が15剤以上に該当する者
評価指標・目標値	
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上実施
事業アウトプット	通知発送率：100%
事業アウトカム	保健指導による改善率：80%
評価時期	毎年度末

② 後発医薬品利用促進事業

実施計画	
事業の目的	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用率向上を図り、医療費の適正化を図る。
事業の内容	後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する周知啓発を行い、対象者に後発医薬品差額通知書を発送する。
対象者	処方された先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の差額が 300 円以上となる者
評価指標・目標値	
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年 1 回以上実施
事業アウトプット	通知発送率：100%
事業アウトカム	後発医薬品使用率：向上
評価時期	毎年度末

第6章 計画の評価・見直し

第6章から第9章はデータヘルス計画策定の手引きに従った運用とする。以下、手引きより抜粋する。

1 評価の時期

(1) 個別事業計画の評価・見直し

個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

(2) データヘルス計画の評価・見直し

設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、中間時点等計画期間の途中で進捗確認及び中間評価を実施する。また、計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該最終年度の上半期に仮評価を行う。

2 評価方法・体制

計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、短期では評価が難しいアウトカム（成果）指標を中心とした評価指標による評価を行う。評価に当たっては、市町村国保における保健事業の評価を広域連合と連携して行うなど、必要に応じ他の保険者等との連携・協力体制を整備する。

第7章 計画の公表・周知

本計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知り得るべきものとするのが重要であり、このため、国指針において、公表するものとされている。具体的には、ホームページや広報誌を通じた周知のほか、都道府県、国保連合会、保健医療関係者経由で医療機関等に周知し、配布する。また、これらの公表・配布に当たっては、被保険者、保健医療関係者の理解を促進するため、計画の要旨等をまとめた概要版を策定し併せて公表する。

第8章 個人情報の取扱い

計画の策定に当たっては、活用するデータの種類や活用方法が多岐にわたり、特に KDB システムを活用する場合等には、健診結果やレセプトデータ情報を突合し加工した統計情報と、個別の個人情報とが存在する。

特に、健診データやレセプトに関する個人情報は、一般的には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に定める要配慮個人情報に該当するため、慎重に取扱う。田布施町では、個人情報の保護に関する各種法令とガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。

第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

市町村国保では、介護保険サービスを利用する被保険者が相対的に多いという特性があることから、本計画では、国保及び後期高齢者の課題について一体的実施の観点を踏まえながら分析を行い、対象者に対する保健事業の実施や計画の評価を行う。また、関係機関と連携を実施しながら、被保険者を支えるための地域づくりや人材育成を推進する。

第10章 第4期 特定健康診査等実施計画

1 計画の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられてきた。

田布施町においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取り組んできたところである。

近年、全世代型社会保障の構築に向け、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まっており、より効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導の実施が求められている。令和5年3月に発表された「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」では、成果を重視した特定保健指導の評価体系の見直し、特定保健指導の成果等の見える化の推進などの新たな方向性が示され、成果（アウトカム）に着目したより効率的かつ効果的な事業運営が求められることとなった。

本計画は、第3期計画期間（平成30年度から令和5年度）が終了することから、国での方針の見直しの内容を踏まえ、田布施町の現状を考慮した事業の運営を図ることを目的に策定するものである。

(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向

① エビデンスに基づく効率的かつ効果的な特定健診・特定保健指導の推進

わが国においては、厳しい財政状況の中、より効率的かつ効果的な財政運営が必要とされており、国を挙げてエビデンスに基づく政策運営が進められている。

特定健診及び特定保健指導に関しても、第3期中に、大規模実証事業や特定保健指導のモデル実施の効果検証を通じたエビデンスの構築、並びにエビデンスに基づく効果的な特定健診及び特定保健指導が推進されてきたところである。

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」においても、特定健診及び特定保健指導の第一の目的は生活習慣病に移行させないことであることに立ち返り、対象者の行動変容につながり成果が出たことを評価するという方針で、成果の見える化と事業の効果分析に基づいた効果的な特定健診及び特定保健指導が求められることとなった。

② 第4期特定健診・特定保健指導の見直しの方向性

令和5年3月に発表された「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」での主な変更点は図表10-1-2-1のとおりである。

田布施町においても、これらの変更点を踏まえて第4期特定健診及び特定保健指導を実施していく。

図表10-1-2-1：第4期特定健診・特定保健指導の主な変更点

区分	変更点の概要	
特定健診	基本的な健診の項目	・血中脂質検査の中性脂肪は、やむを得ない場合は随時中性脂肪での測定を可とする。
	標準的な質問票	・喫煙や飲酒の項目は、より正確にリスクを把握するために詳細な選択肢へ修正。 ・特定保健指導の項目は、利用意向から利用歴を確認する内容へ修正。
特定保健指導	評価体系	・実績評価にアウトカム評価を導入。主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減、その他目標を生活習慣病予防につながる行動変容（食習慣・運動習慣・喫煙習慣・休養習慣・その他生活習慣の改善）や腹囲1cm・体重1kg減と設定。 ・プロセス評価は、個別支援、グループ支援、電話及び電子メール等とする。時間に比例したポイント設定ではなく介入1回ごとの評価とし、支援Aと支援Bの区別は廃止。ICTを活用した場合も同水準の評価。特定健診実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価。 ・モデル実施は廃止。
	その他	①初回面接の分割実施の条件緩和 ・初回面接は、特定健診実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施と取り扱う。 ②生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 ・特定健診または特定保健指導開始後に服薬開始の場合、特定保健指導の対象者として分母に含めないことを可能とする。 ③生活習慣病に係る服薬中の者への服薬状況の確認、及び特定保健指導対象者からの除外 ・服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たり、確認する医薬品の種類、確認手順等を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外でも事実関係の再確認と同意取得を行うことを可能とする。 ④運用の改善 ・看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長する。

【出典】特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版） 改変

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

2 第3期計画における目標達成状況

(1) 全国の状況

特定健診及び特定保健指導の目標としては、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、並びにメタボリックシンドローム該当者及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、それぞれ「メタボ該当者」、及び「メタボ予備群該当者」という。）の減少が掲げられている。

第3期計画においては、全保険者で特定健診受診率を令和5年度までに70.0%まで、特定保健指導実施率を45.0%まで引き上げることが目標とされていたが、令和3年度時点で全保険者の特定健診平均受診率は56.5%、特定保健指導平均実施率は24.6%となっており、目標値から大きく乖離し目標達成が困難な状況にある（図表10-2-1-1）。市町村国保の特定健診受診率及び特定保健指導実施率も、全保険者と同様の傾向となっている。

図表10-2-1-1：第3期計画における全保険者及び市町村国保の特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値及び実績

	全保険者		市町村国保				
	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和5年度 目標値	令和3年度 実績			
				全体	特定健診対象者数		
					10万人以上	5千人以上 10万人未満	5千人未満
特定健診平均受診率	70.0%	56.5%	60.0%	36.4%	28.2%	37.6%	42.5%
特定保健指導平均実施率	45.0%	24.6%	60.0%	27.9%	13.9%	27.7%	44.9%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、令和5年度までに平成20年度比25.0%以上減が目標として設定されていたが、令和3年度時点では13.8%減となっており、目標達成が厳しい状況にある（図表10-2-1-2）。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、保険者ごとに目標設定されているものではなく、特定保健指導の効果を検証するための指標として保険者が活用することを推奨されているものである。

図表10-2-1-2：第3期計画におけるメタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率の目標値及び実績

	令和5年度 目標値 全保険者	令和3年度 実績 全保険者
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25.0%	13.8%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

※平成20年度と令和3年度の推定数の差分を平成20年度の推定数で除して算出

※推定数は、特定健診の実施率及び年齢構成比の変化による影響を排除するため、性・年齢階層別に各年度の特定健診受診者に占める出現割合に各年度の住民基本台帳の人口を乗じて算出

(2) 田布施町の状況

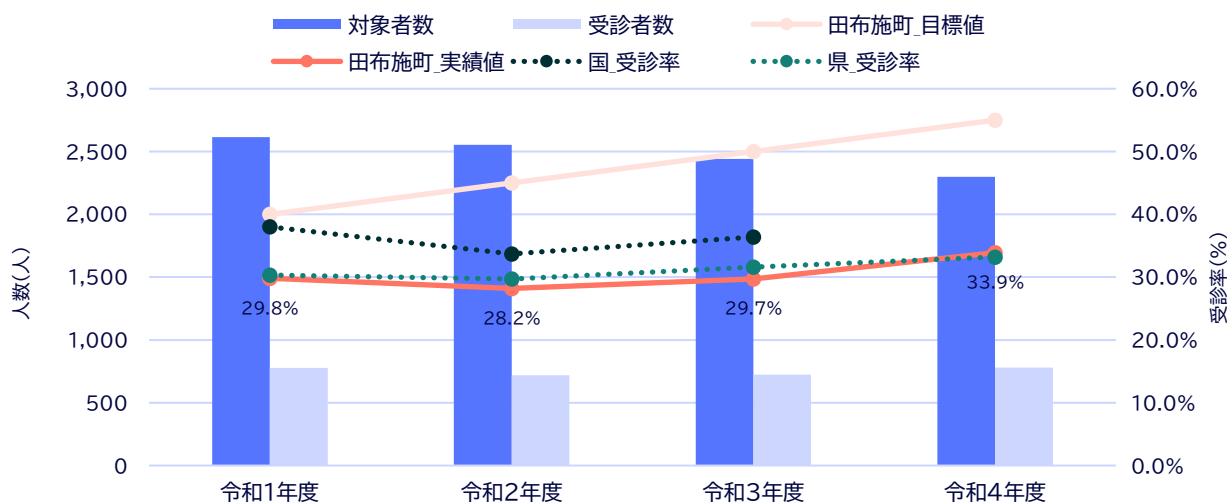
① 特定健診受診率

第3期計画における特定健診の受診状況をみると（図表 10-2-2-1）、特定健診受診率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を60.0%としていたが、令和4年度の速報値では33.9%となっており、令和1年度の特定健診受診率29.8%と比較すると4.1ポイント増加している。

令和3年度までで国や県の推移をみると、令和1年度と比較して令和3年度の特定健診受診率について国は向上しており、県は低下している。

男女別及び年代別における令和1年度と令和4年度の特定健診受診率をみると（図表 10-2-2-2・図表 10-2-2-3）、男性では50-54歳で最も伸びており、55-59歳で最も低下している。女性では40-44歳で最も伸びており、55-59歳で最も低下している。

図表 10-2-2-1：第3期計画における特定健診の受診状況（法定報告値）



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診率	田布施町_目標値	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
	田布施町_実績値	29.8%	28.2%	29.7%	33.9%	-
	国	38.0%	33.7%	36.4%	-	-
	県	30.3%	29.7%	31.6%	33.2%	-
特定健診対象者数 (人)		2,615	2,554	2,442	2,299	-
特定健診受診者数 (人)		778	719	725	780	-

【出典】目標値：前期計画

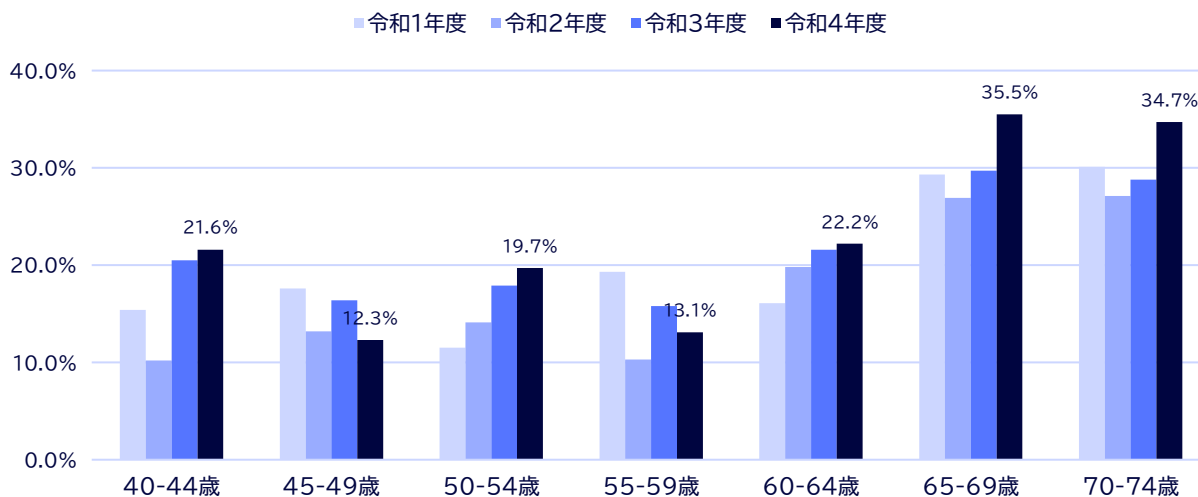
実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（以下同様）

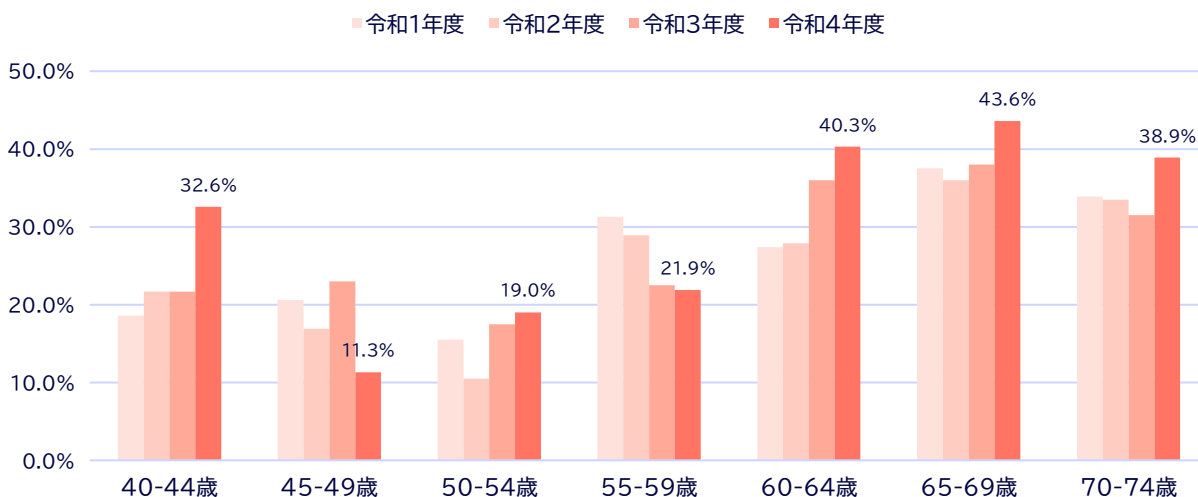
※令和4年度の国の法定報告値及び令和5年度法定報告値は令和5年12月時点で未公表のため、表は「-」と表記している

図表 10-2-2-2：年齢階層別_特定健診受診率_男性



	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和1年度	15.4%	17.6%	11.5%	19.3%	16.1%	29.3%	30.1%
令和2年度	10.2%	13.2%	14.1%	10.3%	19.8%	26.9%	27.1%
令和3年度	20.5%	16.4%	17.9%	15.8%	21.6%	29.7%	28.8%
令和4年度	21.6%	12.3%	19.7%	13.1%	22.2%	35.5%	34.7%
令和1年度と令和4年度の差	6.2	-5.3	8.2	-6.2	6.1	6.2	4.6

図表 10-2-2-3：年齢階層別_特定健診受診率_女性



	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和1年度	18.6%	20.6%	15.5%	31.3%	27.4%	37.5%	33.9%
令和2年度	21.7%	16.9%	10.5%	28.9%	27.9%	36.0%	33.5%
令和3年度	21.7%	23.0%	17.5%	22.5%	36.0%	38.0%	31.5%
令和4年度	32.6%	11.3%	19.0%	21.9%	40.3%	43.6%	38.9%
令和1年度と令和4年度の差	14.0	-9.3	3.5	-9.4	12.9	6.1	5.0

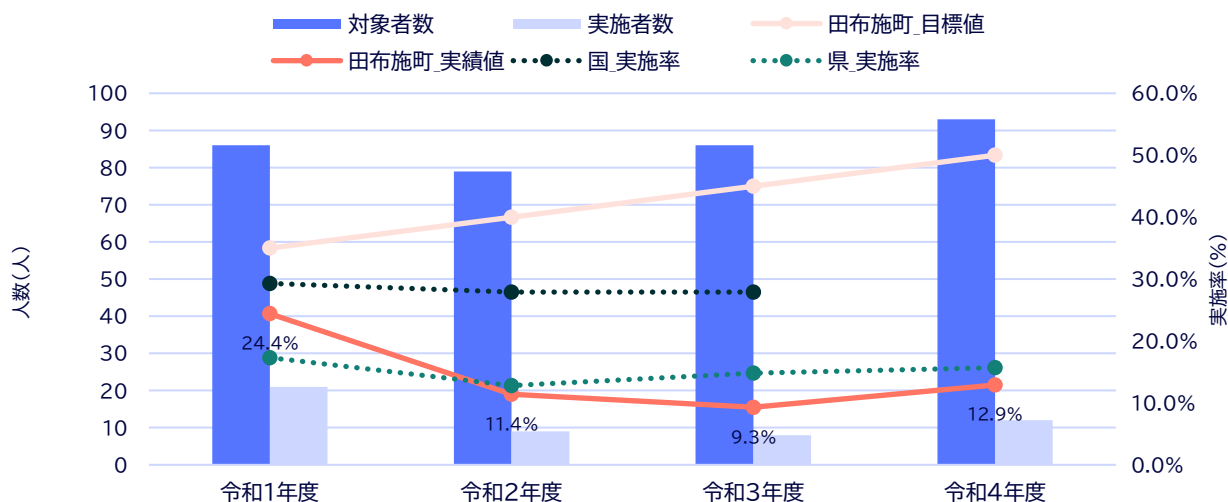
【出典】KDB 帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計

② 特定保健指導実施率

第3期計画における特定保健指導の実施状況をみると（図表 10-2-2-4）、特定保健指導実施率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を60.0%としていたが、令和4年度の速報値では12.9%となっており、令和1年度の実施率17.3%と比較すると4.4ポイント減少している。令和3年度までの実施率でみると国・県より低い。

支援区分別での特定保健指導実施率の推移をみると（図表 10-2-2-5）、積極的支援では令和4年度は11.1%で、令和1年度の実施率14.3%と比較して3.2ポイント低下している。動機付け支援では令和4年度は13.1%で、令和1年度の実施率23.1%と比較して10.0ポイント低下している。

図表 10-2-2-4：第3期計画における特定保健指導の実施状況（法定報告値）



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定保健指導 実施率	田布施町_目標値	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	60.0%
	田布施町_実績値	24.4%	11.4%	9.3%	12.9%	-
	国	29.3%	27.9%	27.9%	-	-
	県	17.3%	12.8%	14.8%	15.7%	-
特定保健指導対象者数(人)		86	79	86	93	-
特定保健指導実施者数(人)		21	9	8	12	-

【出典】目標値：前期計画

実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※令和4年度の国の法定報告値及び令和5年度法定報告値は令和5年12月時点で未公表のため、表は「-」と表記している

図表 10-2-2-5：支援区分別特定保健指導の実施率・対象者数・実施者数

		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援	実施率	14.3%	0.0%	0.0%	11.1%
	対象者数(人)	14	8	17	9
	実施者数(人)	2	0	0	1
動機付け支援	実施率	23.1%	12.2%	11.1%	13.1%
	対象者数(人)	78	74	72	84
	実施者数(人)	18	9	8	11

【出典】KDB 帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計

※図表 10-2-2-4 と図表 10-2-2-5 における対象者数・実施者数のずれは法定報告値と KDB 帳票の差によるもの

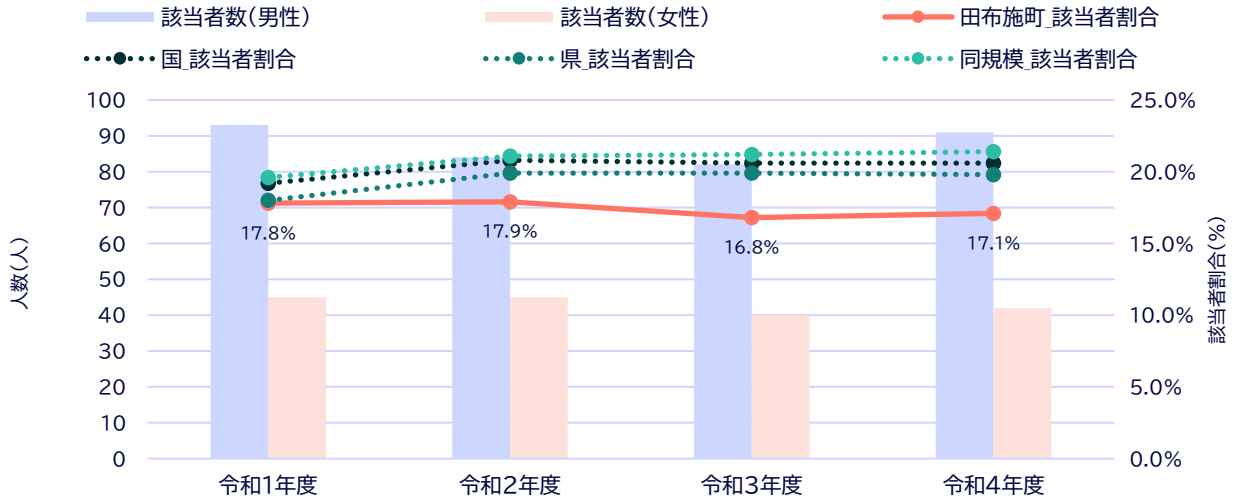
③ メタボリックシンドロームの該当者数・予備群該当者数

特定健診受診者におけるメタボ該当者数の数を見ると（図表 10-2-2-6）、令和 4 年度におけるメタボ該当者数は 133 人で、特定健診受診者の 17.1%であり、国・県より低い。

前期計画中の推移をみると、メタボ該当者数は減少しており、特定健診受診者に占める該当割合は低下している。

男女別にみると、メタボ該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者に占める該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表 10-2-2-6：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・割合



メタボ該当者	令和 1 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	該当者数 (人)	割合	該当者数 (人)	割合	該当者数 (人)	割合	該当者数 (人)	割合
田布施町	138	17.8%	129	17.9%	122	16.8%	133	17.1%
男性	93	31.2%	84	31.3%	82	28.4%	91	29.8%
女性	45	9.4%	45	10.0%	40	9.2%	42	8.8%
国	-	19.2%	-	20.8%	-	20.6%	-	20.6%
県	-	18.0%	-	19.9%	-	19.9%	-	19.8%
同規模	-	19.6%	-	21.1%	-	21.2%	-	21.4%

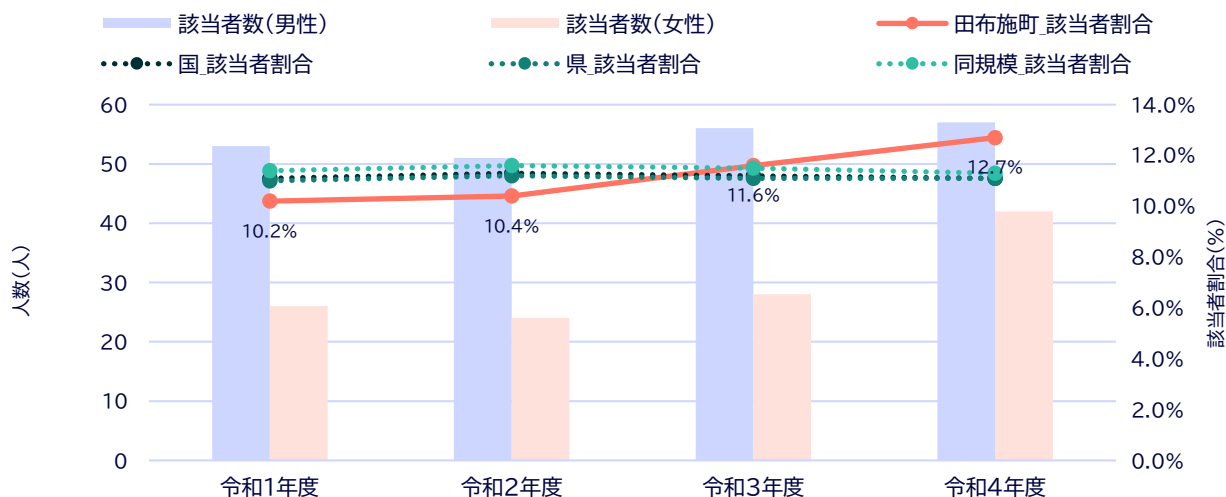
【出典】 KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和 1 年度から令和 4 年度 累計

特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数をみると（図表 10-2-2-7）、令和 4 年度におけるメタボ予備群該当者数は 99 人で、特定健診受診者における該当割合は 12.7%で、国・県より高い。

前期計画中の推移をみると、メタボ予備群該当者数は増加しており、特定健診受診者における該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ予備群該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者における該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表 10-2-2-7：特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数・割合



メタボ予備群 該当者	令和 1 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	該当者数 (人)	割合	該当者数 (人)	割合	該当者数 (人)	割合	該当者数 (人)	割合
田布施町	79	10.2%	75	10.4%	84	11.6%	99	12.7%
男性	53	17.8%	51	19.0%	56	19.4%	57	18.7%
女性	26	5.4%	24	5.3%	28	6.4%	42	8.8%
国	-	11.1%	-	11.3%	-	11.2%	-	11.1%
県	-	11.0%	-	11.2%	-	11.1%	-	11.1%
同規模	-	11.4%	-	11.6%	-	11.5%	-	11.3%

【出典】 KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和 1 年度から令和 4 年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

メタボ該当者	腹囲 85 cm (男性)	以下の追加リスクのうち 2 つ以上該当
メタボ予備群該当者	90 cm (女性) 以上	
追加リスク	血糖	空腹時血糖 110mg/dL 以上 (空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上)
	血圧	収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上
	脂質	中性脂肪 150mg/dL 以上、または HDL コレステロール 40mg/dL 未満

【出典】 厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

(3) 国の示す目標

第4期計画においては図表 10-2-3-1 のとおりであり、令和11年度までに特定健診の全国平均受診率70%以上、特定保健指導の全国平均実施率45%以上を達成することが設定されている。目標値は、第3期計画目標の目標値から変更されていない。市町村国保における目標値も第3期からの変更はなく、特定健診受診率及び特定保健指導実施率のいずれも60%以上と設定されている。

また、メタボ該当者及びメタボ予備群の減少率についても、第3期に引き続き、平成20年度比25%以上減と設定されている。

図表 10-2-3-1：第4期計画における国が設定した目標値

	全国（令和11年度）	市町村国保（令和11年度）
特定健診受診率	70%以上	60%以上
特定保健指導の実施率	45%以上	60%以上
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25%以上減	

【出典】厚生労働省 第4期特定健康診査等実施計画期間における保険者種別の目標値について

(4) 田布施町の目標

特定健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値は図表 10-2-4-1 のとおりであり、令和11年度までに特定健診受診率を60.0%、特定保健指導実施率を60.0%まで引き上げるように設定する。

特定健診対象者及び特定保健指導実施者の見込み数については、図表 10-2-4-2 のとおりである。

図表 10-2-4-1：特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
特定保健指導実施率	25.0%	30.0%	35.0%	40.0%	50.0%	60.0%

図表 10-2-4-2：特定健診対象者・特定保健指導実施者の見込み数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健診	対象者数（人）	2,346	2,295	2,244	2,194	2,143	2,092	
	受診者数（人）	821	918	1,010	1,097	1,179	1,255	
特定保健指導	対象者数（人）	合計	98	109	120	131	141	150
		積極的支援	9	11	12	13	14	15
		動機付け支援	89	98	108	118	127	135
	実施者数（人）	合計	24	32	42	52	71	90
		積極的支援	2	3	4	5	7	9
		動機付け支援	22	29	38	47	64	81

※各見込み数の算出方法

特定健診対象者数：40-64歳、65-74歳の推計人口に令和4年度の各層の国保加入率を乗じて算出

特定健診受診者数：特定健診対象者数に特定健診受診率の目標値を乗じて算出

特定保健指導対象者数：合計値は、特定健診受診者数に令和4年度の特定保健指導該当者割合を乗じて算出

支援区分別対象者数は、合計値に令和4年度の対象者割合を乗じて算出

特定保健指導実施者数：特定保健指導対象者数に特定保健指導実施率の目標値を乗じて算出

3 特定健診・特定保健指導の実施方法

(1) 特定健診

① 実施目的・対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）にあるとおり、特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。

対象者は田布施町国民健康保険加入者で、当該年度に 40 歳から 74 歳となる人に実施する。

② 実施期間・実施場所

集団健診は、9 月に実施する。実施場所は、特定健診を受ける人の利便性を考慮し選定する。

個別健診は、5 月から 1 月にかけて実施する。

集団健診、個別健診ともに具体的な会場については、特定健診実施時期にあわせて周知する。

③ 実施項目

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められた項目に従い、特定健診受診者全員に図表 10-3-1-1 の「基本的な健診項目」を実施する。また、一定の基準のもと医師が必要と判断した場合には、「詳細な健診項目」を実施する。

図表 10-3-1-1：特定健診の健診項目

	項目
基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・診察（既往歴（服薬歴、喫煙歴を含む）、自覚症状）・身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）・血圧・血中脂質検査（空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDL コレステロール、LDL コレステロール（Non-HDL コレステロール））・肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP））・血糖検査（HbA1c、空腹時血糖、やむを得ない場合には随時血糖）・尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）

④ 実施体制

健診の委託に際しては、利用者の利便性を考慮するとともに、健診の質の担保のために適切な精度管理維持が求められるため、国の委託基準（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」）を満たす健診機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。

⑤ 健診結果の通知方法

特定健診受診者に対し、受診日から 2 カ月以内に結果通知表を郵送する。

(2) 特定保健指導

① 実施目的・対象者階層化の基準

基本指針にあるとおり、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活の維持ができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

特定保健指導は、特定健診結果を腹囲、リスクの高さ、喫煙歴、年齢により階層化し、積極的支援対象者及び動機付け支援対象者に実施する。なお、特定健診の質問票において服薬中であることが判別できた者については、既に主治医の指導を受けていることから特定保健指導対象外とする。また、2年連続して積極的支援対象者に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している場合、2年目は、動機付け支援相当の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

図表 10-3-2-1：特定保健指導階層化の基準

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象年齢	
	(血糖・血圧・脂質)		40-64歳	65歳+
男性 ≥ 85cm 女性 ≥ 90cm	2つ以上該当	なし/あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
上記以外で BMI ≥ 25kg/m ²		1つ該当	なし	
	3つ該当		なし/あり	
	2つ該当	あり	動機付け支援	
		なし		
	1つ該当	なし/あり		

参考：追加リスクの判定基準

追加リスク	血糖	空腹時血糖 100mg/dL 以上、または HbA1c 5.6% 以上
	血圧	収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上
	脂質	空腹時中性脂肪 150mg/dL 以上（やむを得ない場合には随時中性脂肪 175mg/dL 以上）、または HDL コレステロール 40mg/dL 未満

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

② 重点対象

対象者全員に特定保健指導を実施するが、効率的、効果的な特定保健指導を実施するため、特に支援が必要な層及び効果が期待できる層に重点的に特定保健指導の利用勧奨を行う。具体的には、60歳以上の者を重点対象とする。

③ 実施期間・内容

特定保健指導は通年実施する。

積極的支援及び動機付け支援ともに初回面接では、医師、保健師または管理栄養士の指導のもと、生活習慣改善のための行動計画を設定する。

積極的支援は、原則年1回の初回面接後、6か月間、定期的に電話や訪問で継続支援を実施する。初回面接から3か月後に中間評価を実施し、6か月後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について最終評価を行う。中間評価時に、体重 2kg 及び腹囲 2cm 減少を達成した対象者については、その時点で支援を終了する。

動機付け支援は、原則年1回の初回面接後、6か月間後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について実績評価を行う。

4 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた主な取組

(1) 特定健診

① 受診勧奨

特定健診の未受診者に対し、ハガキにより受診勧奨を行う。

② 利便性の向上

特定健診の自己負担額を無料化する。また、がん検診と同時に受診が可能な集団健診を休日に実施する。

③ インセンティブの付与

特定健診受診者に対し、たぶせ健康マイレージの付与を行う。

(2) 特定保健指導

① 利用勧奨

特定保健指導の対象者に訪問等により勧奨を行う。

② 内容・質の向上

山口県や国保連合会などが実施する研修に参加し、職員（専門職）のスキルアップを図る。

5 その他

(1) 計画の公表・周知

本計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 3 項に基づき、作成及び変更時は、田布施町のホームページ等により公表し、広く内容等の周知を行う。

また、特定健診及び特定保健指導については、田布施町のホームページ等への掲載、啓発用ポスターの掲示などにより、普及啓発に努める。

(2) 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の記録の保存に当たっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」を参考に、個人の健康情報を漏えいしないよう、厳格に管理した上で適切に活用する。

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）を遵守し、情報の保存及び管理体制を確保する。外部への委託に際しては、委託先との契約書に個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を定めるとともに、委託先の契約遵守状況を適切に管理する。

(3) 実施計画の評価・見直し

特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率、並びにメタボ該当者及びメタボ予備群の減少率については、本計画の最終年度（令和 11 年度）に評価を行う。

実施中は、設定した目標値の達成状況を 3 年ごとに点検し、評価の結果を活用して、必要に応じて実施計画の記載内容の見直しを行う。

参考資料 用語集

行	No.	用語	解説
あ行	1	eGFR	血清クレアチニン値と年齢・性別から GFR を推算したもの。GFR は腎臓の中にある毛細血管の集合体である「糸球体」が 1 分間にどれくらいの血液を濾過して尿を作れるかを示す値であり、GFR が 1 分間に 60ml 未満の状態または尿たんぱくが 3 か月以上続くと CKD（慢性腎臓病：腎機能が慢性的に低下し、尿たんぱくが継続して出る状態）と診断される。
	2	医療費の 3 要素	医療費の比較には、医療費総額を被保険者数で割った 1 人当たり医療費を用いる。一人当たり医療費は以下の 3 つの要素に分解でき、これを医療費の 3 要素という。 受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数 1 件当たり日数：受診した日数/レセプト件数 一日当たり医療費：総医療費/受診した日数
	3	HDL-C	余分なコレステロールを回収して動脈硬化を抑える、善玉コレステロール。
	4	ALT	アミノ酸をつくり出す酵素で大部分が肝細胞に含まれている。肝臓の細胞が障害を受けると ALT が血液中に流れ出し血中濃度が上がるため、ALT の数値が高い場合は、肝臓の病気が疑われる。
	5	LDL-C	肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる、悪玉コレステロール。
か行	6	拡張期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最小となる血圧は心臓が拡張したときの血圧で拡張期血圧と呼ばれる。
	7	虚血性心疾患	虚血性心疾患には、狭心症や心筋梗塞がある。狭心症は動脈硬化などによって心臓の血管（冠動脈）が狭くなり、血液の流れが悪くなった状態。一方、心筋梗塞は、動脈硬化によって心臓の血管に血栓（血液の固まり）ができて血管が詰まり、血液が流れなくなって心筋の細胞が壊れてしまう病気。
	8	空腹時血糖	血糖値は、血液中に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のことで、食前後で変動する。空腹時血糖は食後 10 時間以上経過した時点での血糖値。
	9	KDB システム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
	10	血清クレアチニン	たんぱく質が分解・代謝されてできた老廃物。通常は尿とともに排泄されるが、腎機能が低下すると排泄できず血液中に増えていく。
	11	健康寿命	世界保健機関（WHO）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	12	後期高齢者医療制度	公的医療保険制度の 1 つで、75 歳以上の人、そして 65 歳から 74 歳までで一定の障害の状態にあると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険。
	13	高血圧症	高血圧は、血圧が高いという病態。高血圧症とは、繰り返し測っても血圧が正常より高い場合をいう。
	14	後発医薬品 （ジェネリック医薬品）	先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が承認を行っているもの。
	15	高齢化率	全人口に占める 65 歳以上人口の割合。
さ行	16	脂質異常症	中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたした状態。
	17	疾病分類	世界保健機関（WHO）により公表されている「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（略称、国際疾病分類：ICD）に準じて定めたものであり、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一的基準として、広く用いられているもの。
	18	収縮期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最大となる血圧は心臓が収縮したときの血圧で収縮期血圧と呼ばれる。
	19	受診勧奨対象者	特定健診受診者のうち、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超える者。
	20	人工透析	機能が著しく低下した腎臓に代わり、機械で老廃物を取り除くこと。一般的に行われている「血液透析」は、患者の腕の血管から血液を取り出し、老廃物を除去する。
	21	腎不全	腎臓の中にある毛細血管の集合体で、血液を濾過する「糸球体」の網の目が詰まり、腎臓の機能が落ち、老廃物を十分排泄できなくなる状態。

行	No.	用語	解説
	22	診療報酬明細書 (レセプト)	病院などが患者に対して治療を行った際、費用(医療費)を保険者に請求するときに使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。
	23	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が原因で起こる疾患の総称。重篤な疾患の要因となる。日本人の3大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。
	24	積極的支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに2又は3以上該当した者に対して実施する特定保健指導。65歳以上75歳未満の者については「積極的支援」の対象となった場合でも「動機付け支援」とする。
た行	25	中性脂肪	肉や魚・食用油など食品中の脂質や、体脂肪の大部分を占める物質。単に脂肪とも呼ばれる。
	26	動機付け支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに1又は2つ該当した者に対して実施する特定保健指導。
	27	糖尿病	インスリンの作用不足により高血糖が慢性的に続く病気。網膜症・腎症・神経障害の3大合併症をしばしば伴う。
	28	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つ。高血糖状態が継続したことで腎臓の濾過装置である糸球体が障害され、腎機能の著しい低下を認める。一度低下した腎機能の回復は難しく、進行すると人工透析が必要となる場合も多い。
	29	特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
	30	特定健康診査等実施計画	保険者が特定健診・特定保健指導の実施に当たって、その規模、加入者の年齢構成、保健事業の体制・人材等のリソース、地域的条件等を考慮し、あらかじめ実施率目標や実施方法を定めることで、事業を効率的・効果的に実施し、その実施状況の評価ができるよう、作成する計画。
	31	特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援のこと。メタボリックシンドロームの人には「積極的支援」、その予備群には「動機付け支援」、それ以外の受診者には「情報提供」が行われる。
な行	32	日本再興戦略	平成25年6月に閣議決定された、規制緩和等によって、民間企業や個人が真の実力を発揮するための方策をまとめたものであり、日本経済を持続的成長に導く道筋を示す戦略。
	33	尿酸	細胞内の核に含まれるプリン体が分解される際に生じる老廃物。
	34	脳血管疾患	脳の動脈硬化が進み、脳の血管が詰まったり破れたりする病気の総称。
は行	35	BMI	体格指数の一つで、肥満度を表す指標として国際的に用いられている。肥満や低体重(やせ)の判定に用いられ、体重(kg)/身長(m ²)で算出される。
	36	PDCAサイクル	「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
	37	標準化死亡比(SMR)	基準死亡率(人口10万対の死亡者数)を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡者数と実際に観察された死亡者数を比較するもの。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。
	38	腹囲	へその高さで計る腰回りの大きさ。内臓脂肪の蓄積の目安とされ、メタボリックシンドロームを診断する指標の一つ。
	39	平均自立期間	要介護2以上を「不健康」と定義して、平均余命からこの不健康期間を除いたもので、0歳の人が要介護2の状態になるまでの期間。
	40	平均余命	ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、本計画書では0歳での平均余命を示している。
	41	HbA1c	赤血球の中にあるヘモグロビンA(HbA)にグルコース(血糖)が非酵素的に結合したものの。糖尿病の過去1～3か月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標。
ま行	42	未治療者	健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者。
	43	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。単に腹囲が大ききだけでは、メタボリックシンドロームには当てはまらない。
や行	44	有所見者	特定健診受診者のうち、異常の所見のあった者。